

平成29年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第3号)

平成29年3月10日(金)午前10時開議

開議

議事日程の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(14名)

1番	中村雅代君	2番	福島浩洋君
3番	富岡信男君	4番	小西和実君
5番	川上健一君	6番	山岸裕始君
7番	小林茂君	8番	小林一広君
9番	小淵晃君	10番	渡辺建次君
11番	関谷明生君	12番	関悦子君
13番	小林正子君	14番	大島孝司君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	田中助一君
企画政策課長	西原周二君	健康福祉課長	八代良一君
産業振興課長	竹内節夫君	建設水道課長	畔上敏春君
教育次長	池田清人君	監査委員	畔上洋君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 三 輪 茂 書 記 小 松 文 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（大島孝司君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（大島孝司君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

---

◎行政事務一般に関する質問

○議長（大島孝司君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は、昨日の継続であります。

昨日に引き続き、順次質問を許可します。

---

◇ 富岡信男君

○議長（大島孝司君） 最初に、3番、富岡信男議員。

〔3番 富岡信男君登壇〕

○3番（富岡信男君） おはようございます。

通告に基づきまして質問をいたします。

小布施町土地開発公社のあり方検討の状況についてでございます。

土地開発公社のあり方検討につきましては、平成26年3月会議で一般質問を行い、町の答

弁では、県内でも土地開発公社の解散が進む中、町土地開発公社の理事会でも、早期に保有財産の処分を進め、解散について検討すべきとの意見をいただいているところとの答弁がありました。

また、公社事業として工場集団化事業を行っており、平成27年3月末で土地改良事業実施後8年経過となり、補助金の縛りがなくなることから、それ以降、農振除外や地区計画等の手続を進め、土地の処分に取り組んでいきます。国道403号線整備の代替地として取得した用地があり、これらの処分のめどが立ったところで一つの区切りと考えているとの答弁もありました。

前回の質問でも申し上げたとおり、土地開発公社につきましては、昭和47年に施工されました公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地、公有地等の先行取得、管理、処分を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的に、全国の多くの自治体で設立されました。

設立当初は、公共事業や民間事業が活発に進められたことにより、土地需要も大きく増大し、土地価格も上昇を続けていたため、土地開発公社による土地の先行取得は、用地の確保、土地取得に大きな役割を果たしてきました。しかし、バブル崩壊後、土地価格の大幅な下落や継続的な下落が続く中では、土地の先行取得のメリットがなくなってきました。

このような状況の中、国では、土地開発公社を初め、第三セクターのあり方を検討するよう平成21年に通知を出し、第三セクターの抜本改革については、先送りすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むべきとして、現在、第三セクター等が行っている事業の意義、採算等について改めて検討の上、事業の是非を判断し、事業を継続する場合には、最適な事業手法の選択、民間的経営手法の導入を行うなど、その存続を含めた抜本的な改革に平成25年度までに取り組むよう求めていました。それを受け、小布施町でも現状の検証、検討を行ってきたとのことでございます。

平成27年度小布施町土地開発公社事業報告書を見ますと、土地開発公社保有地については、ほとんどが町からの依頼による代行、先行取得用地であり、事業実施に伴う買い戻しが無いため、長期末利用の状況になっています。緩やかになったとはいえ、依然として地価は下落傾向にあり、保有地の有効利用、伊勢裏用地、工場集団化用地の処分に取り組みましたが、処分には至らず、今後、これらの用地を含め、一般への売却も視野に、早急に保有地の処分を行い、自己財源の確保に努めるとともに、健全な事務事業の推進をしてまいりますとあります。

町土地開発公社では、公有用地として雁田宮林、伊勢裏、都市計画施設代替用地として上町西側用地など、5カ所、7,662平方メートル、造成用地として、住宅造成用地、工場集団化用地、2カ所、1万433平方メートルを保有しています。

平成26年3月会議の町長の答弁では、できるだけ早い時期に解散を目指していきたいとの答弁もありました。その後3年経過しますが、土地開発公社所有地について、それぞれどのように検討してきたのか、その経緯と今後の計画についてお聞かせください。

○議長（大島孝司君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） おはようございます。

富岡議員の小布施町土地開発公社あり方検討の状況の質問にお答えを申し上げます。

小布施町土地開発公社のあり方検討につきましては、平成26年3月会議で議員よりご質問があり、できるだけ早い時期に解散を目指していきたいとお答えをしておりますが、その後3年が経過する中でどのような取り組みをし、今後どのような計画で進めていくかのご質問です。

小布施町土地開発公社の今後に向けた基本的な考え方を申し上げますと、平成26年3月会議でお答えをしましたとおり、保有土地の活用、また、一般への売却を視野に早急に処分を行い、早い時期での解散を目指していきたいことには変わりはありません。

これに向けた3年間の取り組みというご質問ですが、まず、雁田沖工場集団化用地について申し上げます。

平成23年に取得しました雁田沖工場集団化用地は、平成27年3月末に土地改良事業の補助金の縛りがなくなり、農振除外について長野県と調整を行う中で、新規企業の進出ではなく、隣接する企業の規模拡大に伴う敷地増なら同意ができるとの回答をいただきました。その後、隣接企業と調整を進め、隣接企業が申請者となり、農振除外申請をし、本年2月17日付で農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外ですが、の同意が得られました。現在、平成29年度中での土地売買契約の締結、開発行為、農地転用の許可に向け、準備を進めているところでございます。

平成5年と10年の2カ年で公園用地として取得しました伊勢裏用地につきましては、平成26年度より、隣接の町内民間企業所有の土地とあわせた宅地造成計画を進めており、現在、事業の最終調整を行っている状況であり、最終的には民間への売却を行っていく予定としております。

町土地開発公社が保有する土地は、プロパー事業として取得した雁田沖工場集団化用地を除くほとんどが、町からの依頼により先行取得した土地であり、町の事業優先順位などにより事業化に伴う買い戻しが行われていない土地で、近年の地価の下落などにより、簿価額と実勢価格に大きな乖離が生じている状況となっており、早期に売却できるよう取り組んでいるところです。

その他の土地の主なものについて申し上げます。

平成24年、25年に代替地として取得しました上町西側用地につきましては、国道403号整備にあわせての処分を考えております。平成3年に公園用地として取得しました雁田宮林用地などについては、公共施設用地として活用するため、町での買い戻しについて調整をしてみたいと思っております。

今後の計画につきましては、先ほど申し上げました、土地処分の完了を一つの目安として解散をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（大島孝司君） 富岡信男議員。

○3番（富岡信男君） ただいま答弁があったわけですが、それぞれまだ残った土地もございます。その中で、雁田宮林地区の土地につきましては、前回の答弁では、公園としての利用を積極的に検討していきたいということでございました。宮林のこの土地につきましては、現に公園として利用されており、前回も申し上げましたが、町で公園として登記することによって普通交付税の加算もされるわけでございます。ここでもう3年経過して、まだ今後検討していきたいということでございますが、なぜそんなに手間がかかるのかという点をお聞きしたいと思います。

それからあと、住宅造成用地として下宿大道西の土地がございます。これについては住宅造成用地でございますから、一般への売り払いということで、もっと積極的にPRして売り払いを進めるべきじゃないか。それと、もう1点、雁田のもう1点の蟹沢地区の公園用地もございます。これらについてはどのように検討されたか、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

雁田の宮林の土地につきましては、現在、ゆうすげ花壇として公園化がされております。当時も、議員のほうより都市公園としての指定をすることによりまして交付税措置されると

いうお話を伺っております。この点につきましては、ここまで来てしまいましたが、早急に都市公園としての公園の基準に基づく規制等の手続をしまして、公園用地として交付税の対象地にしていきたいというふうに考えております。

もう1点の中扇団地の下宿大道西の住宅地につきましては、現在わかば保育園の駐車場として活用しております。過去におきましては、隣接する方々に用地の購入についてお願いをした経過等もございますが、規模が大きくなってしまったということで了解がいただけなかったということもございます。今後、現在使っておりますわかば保育園の駐車場としての活用で検討を進めていきたいというふうに考えております。

蟹沢用地につきましては、現在、冒険の森の用地の中に入っております。これにつきましては、既に公園としての面積でカウントをされておりますので、今後、その用地につきましては、町のほうでの買い取りで予算化等について検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 富岡信男議員。

○3番（富岡信男君） 今の答弁にありましたとおり、それぞれ町ですぐに買い戻せば可能な土地が、今3点ございます。なぜこのように、いつまでも買い戻さずに3年経過されたのか。

前にも申し上げましたとおり、土地開発公社所有の土地につきましては、議会の関与が一切ございません。情報開示の徹底を図る面からも、土地開発公社を早期に解散というようなことも申し上げました。いつまでも土地開発公社で持っていては何のメリットがあるわけはありませんので、町でそれぞれ利用している土地でございますから、早急に町へ所有権を移転しまして、その先には、先ほど申し上げたとおり、情報開示という面からも土地開発公社の解散を進めるべきと思います。解散は、いつごろまでにするかという期限も明示していただければと思いますが、今の現在使われている土地の所有権移転の関係と、公社の解散の期限についてご答弁いただきたいと思います。

○議長（大島孝司君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

公社の土地の処分、解散の時期等につきましては、一昨年来、解散に向けまして、土地開発公社の経営健全化計画の素案を策定をしております。その中でそれぞれの土地の処分の時期、また、解散の時期等を定めていきたいかと思っております。これにつきましても、町での買い戻しにつきまして、予算的な関係等もございますので、公社と町財政部局と調整を

し、また、健全化計画等ができた段階で、方向性につきまして議会のほうにもご報告をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大島孝司君） 富岡信男議員。

○3番（富岡信男君） しつこいようですが、公社も町も事務局は一緒に町でやっているわけですから、先ほど来、話がありますとおり、土地については年度内に買い戻しますよ、公社については2年後には解散しますよなりの、はっきりした答弁をいただきたいと思います。

○議長（大島孝司君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） お答えさせていただきます。

買い戻しの時期を具体的にというご質問なんですが、やはり簿価が高額になっているため、今後調整をする中で計画的な買い戻しが必要というふうに考えております。平成29年度、これからご審議いただく予算の中には盛り込んでいないわけですが、今後調整をする中で対応していきたいというふうに考えております。

また、解散の時期でございますが、1点、403号の代替地を公社で取得をしてございます。現在進めております403号の事業の進捗状況によって、その処分の時期が決定をしておりますので、403号の状況を見る中で、最終的な解散の時期を決定をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大島孝司君） 以上で富岡信男議員の質問を終結いたします。

---

◇ 小 淵 晃 君

○議長（大島孝司君） 続いて、9番、小淵 晃議員。

[9番 小淵 晃君登壇]

○9番（小淵 晃君） ふるさと納税のさらなる進化に向けて、質問と提案を申し上げたいと思います。

この時期になりますと、ふるさと納税に関する記事が、新聞、週刊誌、テレビ等に掲載される機会が多くなってまいりました。一昨日のNHKの「あさイチ」という番組で、南相馬市のふるさと納税が放映されていまして。また、糸魚川市の火災復興支援のために、ふるさと納税が昨年1年間の10倍もの4億3,000万円が既に寄せられたとか、または長野県の県に対するふるさと納税が、昨年の2倍に当たる2億8,000万円になったとの報道もありました。

平成27年度、ふるさと納税の寄附の総額が全国で1,653億円に達しました。その1位は、宮崎県の都城の42億円、この42億円という数字は、ちなみに小布施町の予算が47億円ですので、その大きさがわかります。2位は、静岡県焼津の38億円、そして、長野県では、伊那市が全国8位の27億円、飯山市は14位の17億円に達したなどと、うらやましい話題が続きます。

その反面、東京都のふるさと納税は、寄附をいただいた金額が12億円で、逆に東京都民が全国の自治体へふるさと納税として寄附した額が262億円、差し引き249億円の赤字であります。それに堪えかねてか、東京都の墨田区と中野区は、返礼品を充実させ、真剣に取り組みを始めたという報道もあります。

また、長野市においても、寄附をいただいたのが954万円に対し、長野市民が他の市町村に寄附をしたのが1億881万円で、差し引き9,926万円、約1億円の赤字となりました。長野市では、1億円の財源があったなら多くの事業展開ができるということで、赤字解消のためにもということで返礼品の導入を決めました。

また、隣の高山村も、返礼品の検討に入ったなどというニュースもあり、ふるさと納税の話題は尽きません。

ご承知のとおり、ふるさと納税は、平成20年4月30日に公布された地方税制等の一部を改正する法案により始まり、昨年で9年を経ました。いつの間にか年間1,650億円という大きな市場になりました。今後も、さらに大きくなると思います。たかがふるさと納税といって、無視をすることはできないのが現実であります。

このような状況の中で、小布施町では、全国の皆さんから、ふるさと納税として、平成27年には1億272万円の寄附をいただきました。その中から返礼品代と経費等を引きますと、純益5,470万円が残りました。5,470万円という大きなお金を、町の財政に貢献した担当職員の努力は高く評価したいと思います。

しかし、お聞きするところによると、平成28年度のふるさと納税は1億円に達しなかったとのことであります。前年のふるさと納税の返礼品が52品目でした。それに新たにサクランボ、ネクタリン、米、焼き菓子の詰め合わせ、酒、木工品等々を加えまして82品目に開拓をしていただきました。1つの返礼品を開拓するには、出品をいただける方にふるさと納税の制度をご理解いただき、出品の映像を撮り、インターネットのサイトであるふるさとチョイスにアップすると、大変な事業であります。その努力を30回も重ね、返礼品を82品目にしていたにもかかわらず残念な結果になりましたが、次の年へとつながっていくと確信

しますので、さらなる進化を期待しております。

そこで、お伺いします。

平成28年のふるさと納税を受けた件数と、その金額がどうかをお知らせください。

それから、2項目としまして、新たに開拓された返礼品で人気のある品目はどんなものでしょうか。

3項目めとしまして、感謝特典、返礼品であります。農産物、あるいは加工品、工業品、美術品、そして滞在コース等々がありますが、それぞれのところに納税をいただいた比率はどのようなものか、お示してください。

4項目めとしまして、小布施町の出身者が県外で活躍をされておられます。その方々へのPR等はどのように進めているか、お示してください。

5項目めとしまして、事前に予約を受け付ける制度が、長野県の豊丘村等々で盛んに採用されていますが、我が町でも採用されたらいかがか、お伺いいたします。

6項目めとしまして、小布施町への来訪者、おいでいただく皆さんの増加を図るためには、滞在コースという、そのメニューが大変効果的であります。そのために、小布施の持つ強みである果樹産地、それを活用しての果樹の収穫体験などを返礼品として採用されてはいかがか。

以上をお伺いいたします。

○議長（大島孝司君） 西原企画政策課長。

〔企画政策課長 西原周二君登壇〕

○企画政策課長（西原周二君） おはようございます。

小淵議員のふるさと納税のさらなる進化をのご質問に対しまして、順次答弁をさせていただきます。

平成28年のふるさと納税を受けた件数とその金額についてですが、4月から12月までの数値を述べさせていただきます。寄附件数は7,589件、寄附受領額は9,735万3,100円となっています。10月までは、前年度を上回るペースでご寄附をいただいておりますが、自然の影響を受けやすい農産物について、感謝特典としての数量を確保することが難しくなりました。11月以降、寄附申し込み件数が低調となり、現時点でも前年を若干下回る寄附額となっております。

今後、期待される寄附に対する感謝特典のご質問ですが、昨年、特産の果物や、小布施に滞在するコースを選んでいただいた皆さんからお喜びのお手紙等をいただいております。果

物や滞在するコースの充実を考えていきたいと考えております。

感謝特典とは異なりますが、寄附の使い道を明確化することも大切なことと考えております。感謝特典の比率についてですが、寄附件数をもとにして算出した場合、農産物が86.8%、小布施町振興公社の加工品が1.6%、商店の製品も含めた工業製品が10.3%、美術品関係が0.5%、滞在コースが0.6%、その他が0.2%となります。

県外在住の小布施出身者、小布施町に訪れた皆さんへのPRについてですが、東京小布施会の皆さんには、ご寄附のお願いと感謝特典の内容をお知らせしています。また、小布施見にマラソンに参加されるランナーの皆さんにも同様にお知らせをしています。美術館等においては、ふるさと納税感謝特典であることを掲示いただき、また、小布施六斎市の出展時にも同様に掲示をしていただいております。

ふるさと納税をお願いする広報や表現の仕方については、効果的でないというご指摘もいただいていることから、平成29年度に改善するための取り組みを行う予定としております。

事前予約制度の採用についてですが、以前、議員の一般質問でご指摘をいただきまして、昨年からは、農産物の収穫時期の4カ月ほど前から申し込みを受け付けております。他自治体では1年近く先の受付をしている事例もありますが、特に農産物にあつては、天候や自然災害に影響されることが多く、また、感謝特典を用意する予算につきましては、当町の場合、寄附金額を充当させていただく予算措置をしており、寄附需要年度と感謝特典の発送年度は同一年度になるようにしております。ふるさと納税が買い物感覚にならないよう、旬の農産物というイメージを大切にすることからも、適切な時期に受付をお知らせしていくことを考えております。

来訪者の増加を図るために滞在コースの充実を、特に果物の収穫体験などを取り入れてはとのご質問についてですけれども、非常に魅力的な感謝特典になると感じております。ご提案に対して感謝を申し上げます。

2点目のご質問でもお答えしましたとおり、果物や滞在コースに対する満足度が非常に高いことから、今後力を入れていきたいコースでもあります。この2つを組み合わせることは、小布施町が目指す交流観光そのものであり、農家の皆さんのご協力をいただけるよう今後相談してまいりたいと思います。

議員初め、多くの皆さんに、ふるさと納税についてのご心配やご助言をいただいていることに感謝申し上げ、引き続き、小布施町のためになるよう、知恵を絞って取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 小淵 晃議員。

○9番（小淵 晃君） ただいまの答弁によりますと、今年度は7,589件の9,735万円とのことです。昨年度が1億227万円ですので、前年度より約500万円が減ったわけであります。せっかく返礼品を30品目もふやし、そんな努力が、結果としてはマイナス500万円ということは大変残念であります。

その中身をちょっと私も調べさせていただいたのですが、新しく取り入れたサクランボやネクタリンや、あるいは焼き菓子や藤岡牧夫画伯の風景画等々でふえた分が、約1,920万円があるわけであります。それから、今までやっていたものにふえたのが約480万円で、2,400万円が去年の数字とは違ってふえています。

しかし、減ったのを見てみますと、振興公社の加工品がマイナス200万円なんです。マイナス400万円のうち半分の200万がことしは減っているわけであります。それから、ブドウの類が700万円が減っております。そして、リンゴに至っては1,400万円も減額しているわけであります。それに、工業製品のマルチコプターが去年の半分というようなことで、総計2,900万円が減り、ふえた2,400万円と相殺すると500万円のマイナスということになります。

私は、一番残念なのは、小布施町の基幹産業は農業なんです。これは間違いなく皆さんも認めていただいていると思うんです。その農業の中の一番の基幹品目は何かといたら、基幹作物は何かといたらブドウとリンゴなのであります。そのブドウがマイナス700万円、リンゴが1,400万円、ふるさと納税の目的の一つに、やはり小布施の産物を地域に知っていただく、あるいは、小布施の産業を振興させるという大きな目的がある中でのブドウ700万円、リンゴ1,400万円のマイナスは大変残念であります。これはぜひ次の年に立て直していただかなければならないと思いますので、そのようなお考え等々、お聞きしたいと思います。

また、あわせて、振興公社のマイナス200万円、400万円の200万円、これは逆に私ども、ここにおられる畔上代表監査と一緒に、このふるさと納税をつくって振興公社を立て直そうと、チャンスだということで真剣に皆さんにお願いしてやってきたのが、それがこういうことになるということは、これは残念で、その辺しっかりとやはり検証をしていただき、今年度はそんなことのないような形をつくっていただきたいと思うのであります。

それから、答弁の中にもありましたが、予約制度の関係、豊丘村の例を見てくださいということをお願いしてあるのですが、まさに旬を大切にするという立場から見れば、それはそれでいいのですが、やはりしっかりと周知徹底し、利用してもらおうという立場に立ちますと、

多少もっと進めてもよいのではないかと私は思うのです。

豊丘村の例をとっては失礼とは思いますが、マツタケセットの10万円が、もう11月に500セット完売、いっぱい、また、わざわざ1月10日にまた出して、それも10日以内で全部予約済み、あるいは、既に梨の南水、ピオーネ、マツタケセット、マツタケはともかく、桃、梨、ピオーネの受付は、既に定量に達しているから締め切りですという、終了しました。あるいは市田柿については、平成30年度の受付を始めますと、29年はもう既にいっぱいになって、30年のほうへ進んでいるという、こういうやり方がいいか悪いかは知りませんが、そういうやはりやり方をやっているから、あの小さな豊丘村が7億710万円の、小布施の約7倍の納税を受けているわけです。

また、伊那市、27億円の納税を受けているところは、地元にある米、果実、工業品全てをアップし、なおかつドイツ製のまきストーブとか、新宿三越、伊勢丹の鍋、ハンドバッグ、ベルト、タラバガニの缶詰、すごいのは、新宿の柿傳という懐石料理屋の食券を伊那市でアップしているわけでありまして。我々みたいに、自分のところの何とかというレベルでは達して、もうよそまで達している、それが27億円、これがいいか悪いかは別としても、そのくらいの熱意があるからでありまして、なぜ新宿のものを伊那で出すのかということ、ご承知のとおり、江戸時代、高遠藩の江戸屋敷が新宿にありまして、たしか今、新宿御苑になっているところでありまして、そんな関係で高遠町が伊那市と合併しているので、伊那市と新宿区は姉妹協定を結んでいると、交流都市であるという、そんなことを利用しているわけでありまして、いい悪いはともかくとしても、やはりしっかり取り組んでいただくためにはいろんな発想が必要であります。

また、蛇足ではありますが、福島県の飯舘村、原発で避難生活をしております。当然、出せる作物も製品もありません。しかし、返礼品が300品目もあるんです。何もないところに300品目がある、不思議です。北は北海道のトマトジュースからあきたこまち、埼玉県の狭山茶、千葉県の醤油、栃木県の餃子、長野県では巨峰とフルーツジャム、あるいはかんでんぱぱの詰め合わせまで出ているわけでありまして。よって、福岡県の辛子明太子や香川県のうどんは当たり前、沖縄県の紅芋酒さえも出ている、全国くまなく300品種もアップされているわけです。これとてふるさと納税で違反ではないわけです、許容範囲である、これがいいか悪いかはともかくとして、せっかく取り組むのだったら、やはり本腰を入れて取り組んでほしいと思いますが、その辺についての見解をお伺いします。

○議長（大島孝司君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） 再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の農産物につきまして、ご指摘のとおり、リンゴ、ブドウにつきましては前年度を下回る結果となっております。こちらにつきましては、答弁の中でも申し上げましたとおり、後半におきまして、ふるさと納税の感謝特典としてお送りする農産物としての数量が確保できなかったということで、全般的に天候の影響でいい品物ができなかったというお話と、農家等につきましても、ふるさと納税だけでなく、いろいろな販売先がある中で、町としての確保が足りなくなったということで、この辺につきましては、来年度に向けてしっかり数量を確保できるように努力をしてみたいと思います。

2点目の振興公社の関係でございますけれども、平成27年、ふるさと納税を始めたときに、農産物の受付を始めたのが7月の途中からでございます。4月から7月の途中までは、振興公社の品物を中心に感謝特典としていた関係がございますので、平成27年については振興公社の加工品が、特に前半について多くお求めをいただいたということかとは思いますが、ご指摘のとおり、振興公社、今後の経営に資するように、ふるさと納税にも協力いただきたいと思います。加えて、農産物につきましても、振興公社が一部窓口となってやっているとところもございます。加工品だけでなく、青果の部分についても、振興公社のほうに依頼をして協力をいただいているところでございます。

3点目の予約制度につきまして、早目な募集開始をというご指摘かと思えます。4月に入りましたら、早々に準備を進めさせていただきたいと思えます。

また、4点目の、ふるさと納税、もう少しいろいろな取り組みが必要ではないかというご指摘についてですけれども、ふるさと納税の趣旨に反しないように、また、総務省でも行き過ぎた感謝特典については指導があるというようなこともありますので、そういったところは十分に注意はしてみたいとは思いますが、ご指摘いただきましたことも検討させていただきます。特に、小布施町の場合は墨田区と協定を結んでおります。北斎美術館等も墨田でオープンしたこともございますので、そういったところと連携をとりながら、新たな感謝特典ということを考えてまいりたいと思えます。

予約制度やふるさと納税の感謝特典につきまして、ご指摘いただいたことを十分検討しまして、知恵を絞ってやってみたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（大島孝司君） 小渕 晃議員。

○9番（小渕 晃君） 今の答弁のとおり、しっかり取り組みをお願いしたいと思います。

先ほども答弁の中にありました滞在コースと地元の農産物の体験というような、これは大

変真剣に取り組んでいただけるというようなことでうれしく思うわけですが、まさに小布施町には、滞在して、収穫体験とか、体験するという、その舞台は完全にセットされているわけです。要は、それを仕組みを組み込むかどうかは、これは担当者の技量にかかってくるわけでありまして、私も応援しますので、ぜひことしはそれを充実させていただくことを期待しております。

そして、提案の部分になると思うんですが、まだまだ小布施にはアップできるものはいっぱいあるような気がするのであります。例えば、見にマラソンの申し込みをやっても受からなかった方々へ、やはりふるさと納税の枠で入っていただく、そして、入っていただいても、見にマラソンへ来て一番困っているのは駐車場なんです。あるいは泊まる場所なんです。ですから、町のお寺なり、公会堂なりのところへ前の日に泊まって、そこへ車をとめて参加してくださいという、これは2万円コースでも、3万円コースでも、来る人にとっては魅力になります。それからやはり、例えば、安市の火祭りに参加しませんか、その飛び入り券を贈呈しますだとか、あるいは、千曲川堤のお花見、これだって売りものになるだろうし、栗拾いだって、あるいは、くりんこ祭りに参加はどうですかという、そういうものも含めて、ただ物だけではなく、より広範に開拓をしていただきたいと思います。その辺、再度答弁をお願いします。

○議長（大島孝司君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） 再質問にお答えをさせていただきます。

質問の中にもございました滞在コースと収穫体験につきましては、非常に魅力的な感謝特典になると考えております。ご提案に対して感謝申し上げます。農家のご協力が必要不可欠ですし、そういった素地はもう既にあると思いますので、積極的にご相談をさせていただきたいと思います。また、新規就農者の皆さんにも、ふるさと納税には協力いただいておりますので、お声がけをさせていただければと思っております。

また、今ご提案のありました見にマラソンの関係、安市、お花見、くりんこ祭り等につきましても、私ども今まで全然発想ができなかった点でございます。いろいろな皆さんからご意見をお伺いしながら、より小布施町にお越しいただける、小布施町の魅力を知っていただけるような感謝特典を用意してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大島孝司君） 小渕 晃議員。

○9番（小渕 晃君） 続きまして、第2項目めに提案します。

ふれあい食堂（子ども食堂）の開設を期待して、お伺いしたいと思います。

近年、核家族の家庭、共稼ぎの家庭、ひとり親世帯の家庭が多くなり、子供たちが一人で寂しく夕食を食べている家庭もふえてきました。また、親の収入が少なく、その子の体力に見合っただけのカロリーのある夕食をとれない子もおられます。そんな子供たちに、多くの人とにぎやかに楽しく夕食を食べる機会を提供したいと思い、1年前のこの3月議会、この席で子ども食堂の開設を要望してまいりました。

ご承知のことと思いますが、子ども食堂の原点は、平成24年8月29日、東京大田区の近藤博子さんが、貧困で十分な食事がとれない子供に食事を提供する場所として始められました。それが子供の貧困の世相の中、善意の輪が瞬く間に各地に広まりました。日本の善意のありがたさを思いました。

当初の子ども食堂は、主婦の皆さんの善意が中心で運営されてきましたが、最近では、NPO法人、あるいはボランティア団体も参加し、北は北海道から南の沖縄まで全国で展開されています。

私ごとですが、1月7日に長野市で開催されました信州子ども食堂セミナーに出席し、県下各地で子供たちのために活躍されている皆さんの声を聞いてまいりました。そのときで、昨年は県内の子ども食堂の開催は約120回、そして、それに参加された方は4,867名と聞きました。長野県だけでも4,867名の子供たちの笑顔が見られたことになり、開設の意義を改めて痛感したところであります。

お聞きするところによると、町では子ども食堂への支援を検討されているとのことで、期待をして次の質問をさせていただきます。

今まで私は、子ども食堂の開設をと、この席を初め、至るところで申し上げてきました。しかし、子ども食堂という呼称は、どちらかといえば子供の貧困対策のイメージがあります。私の求めていたものとは多少の差があることに気づきましたので、これからは、ふれあい食堂と申してまいりたいと思いますので、ご了解をお願いいたします。

私が開設を願っているふれあい食堂は、新規定住で小布施においでになり、その日が浅く、この地域にまだまだ知り合いの少ないご家族の方、あるいは、親の仕事で一人で夕食を食べている子供たち、あるいは、放課後教室の帰りに一緒に参加してくれる児童たちなど、どの子にも気軽に参加いただけるものを提案しております。

そこで、ふれあい食堂の開設をしたからには、子供たちの期待に応えるためにも、これから継続して開催していく責任があります。よって、一部の方の善意や好意に頼るだけでは限界がありますので、多くの町民の皆さんから、食材、財源、善意のご支援をいただけるオー

ル小布施のふれあい食堂にしてほしいと思います。そこに行政から食器や施設の使用料など、節度ある支援をしていただくのが理想だと私は考えていますが、いかがでしょうか。

子ども食堂は、全国で展開されていますので、そのネットワークを活用し、かつNPOホットライン信州、あるいはフードバンク信州等とも連帯をしながら、食材の提供を受け入れ、持続可能な体制をつくる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大島孝司君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） ただいま、ふれあい食堂という提案をいただきました。お答えしたいと思います。

議員が、かつて二度ほど子ども食堂ということで提案をされました。町としては、実施するのに、どういう支援や運営方法があるのかなというふうに、情報収集や内部で検討をしてみました。今まで言われていた子ども食堂という概念は、議員が言われましたように、子供の貧困対策だよ、あるいは食材は寄附だよ、運営、調理はボランティアだよと、こういう、料金は無料で、あるいはよほど低額だというイメージで、経済的な理由から家庭で満足な食事がとれない子供に温かい食事を提供すると、こういう社会運動だと、こういうふうに理解をしていました。

この経済的に夕飯が食べられないのかということからいいますと、以前も答弁しましたけれども、こども園、それから保育園、小学校、中学校、その先生方に子供を見ていただいているわけでありまして。そこから服装だとか、子供の状況等を把握して、どのような援助が必要なのかと、あるいは必要であれば食事等の提供もしなければならないのかと、こういうことでありました。もちろん食事以外のいろんな手当はしているわけでありまして。学用品の手当、修学旅行の手当、給食の手当はしているわけでありましてけれども、そのほかに食事等の提供も考えたほうがいいのかと、こういうふうにしておりましてけれども、今までのところ、そういう状況はちょっと見受けられないということでありました。

今回、議員が貧困対策から一步踏み出されて、ふれあい食堂という提案をされました。子供が家庭の事情等でひとりぼっちで食事をしなければならない、それらの孤食の対応として、さまざまな人たちとの多様な価値観に触れながら、心を開ける場だということとしての心と体の両面の支援をしていくと、その中で食事を通して地域の方々と交流の輪を広げていくんだと、こういうふうに理解いたしております。

地域の子供は地域で育てるという理念に基づきまして、子供が一人でも安心して来ること

のできる食堂として、町や地域に愛着を持てる、次世代を育てる事業として捉え、実現に向け積極的に努力をしてまいりたいと思います。

2番目の、現在、町では、民間団体やグループに実施ができるかどうか聞いておりますけれども、前向きだというグループもあります。このような状況の中で、町では、現在やっております子ども教室が中心になって、モデル的にふれあい食堂を開催したいと、こう思います。

ほかの方が、どのような組織で、どのような協力を町民の皆さんからいただけるのか、今後詰めてまいりたいと思いますけれども、町民の皆さんの認識を深め、ご協力をいただける団体、グループ等にご理解をいただく機会として、最初はまず比較的大きな、大勢に声をかけるといふ、比較的大きな規模ですね、町の調理施設等を活用して実施してまいりたいと思います。

具体的には、花の咲く温暖な春の時期を見計らって、1回目を、北斎ホールの調理室がありますので、その調理室を利用して、北斎ホールや小学校のグラウンドで開催したらどうかというふうに思っております。その後は、定期的に月1回というのをめどにして実施してまいりたいと思います。何度かこれをしていくことによりまして、徐々に地域の皆さんや民間のグループの皆さんなど、協力いただける方のほうへ順次移行してまいりたいと思います。将来は、見える子供さんが何人になるかわかりませんが、仮に小規模でも、自主的な運営ができる組織の立ち上げに協力してまいりたいと思います。

先ほどもありましたように、ふれあい食堂をイベントとして終わらせるだけではなくて、定期的に継続して運営していくことが大切であります。また、食を扱うということで、安心・安全のため衛生管理や経営的なスキルも必要であります。人、物、金、プラス情報をしっかりマネジメントできるリーダー的な人材の発掘や、食材の調達、ボランティアなどの協力体制の連携、構築なども必要であり、町も支援してまいりたいと思います。

3番目のNPOホットライン信州、このことは、生活困窮者、障がい者等、支援があれば自立できる、物事を達成できる人への多角的な支援を通して、誰もが居場所や自立した生活、あるいは生活の改善ができるという地域社会の実現を目的とした団体であります。また、フードバンク信州は、個人、企業、団体から寄贈していただいた食品を、生活が困窮し、支援を必要としている人々や福祉施設等に食品を届け、支援のネットワークづくり、食でつながる支え合いづくりの地域づくりを進めておられます。これらの団体は、食品の提供と生活支援を中心に、自立ができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。町でも連携

を図るようにして、食材等の提供を受けられるようにしてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（大島孝司君） 小淵 晃議員。

○9番（小淵 晃君） 教育長より、私が描いていたイメージと同じような答弁をいただきまして、大変心強く思っております。

これまた蛇足とはなりますが、現在、私の知っている限りで、自治体が子ども食堂が開いているのは、群馬県の太田市にあります。15の児童館が中心にやっておりますし、北九州市でも去年の秋から始めております。それら自治体が永久にやること自身は問題だとは思いますが、差し当たっては、今答弁にあったように、自治体が、行政がやはり先導する中で、それに携わるメンバーを育成するというようなことは私も大賛成だと思います。ぜひそのような方向で進めていただきたいと思いますので、確認ですが、お願いします。

○議長（大島孝司君） 中島教育長。

○教育長（中島 聰君） ただいまご質問ありましたように、具体的に詰めますと、食材を例えば何人分用意したらいいかとか、いろんなことが、最初はわからないわけでありまして。例えば、30人見えるのか、50人見えるのか、あるいは10人しか見えないかもしれないので、もし10人しか見えなくても、子ども教室の子供が食べられるとか、何か消化できる体制を最初は整えておかないと、最初からその対象者だけというのはなかなか難しさがあるので、現在のところは、何回かやって、子供さんて何人くらい、こういう子供さんが何人くらい来るんだとか、食事はこういうものが好まれるんだとか、いろんなことをだんだん集約できると思いますので、それとともに子ども教室のほうから別のところへ移していければいいかなと、こういうふうに思っております。

以上です。

○議長（大島孝司君） 以上で小淵 晃議員の質問を終結いたします。

---

◇ 山 岸 裕 始 君

○議長（大島孝司君） 続いて、6番、山岸裕始議員。

〔6番 山岸裕始君登壇〕

○6番（山岸裕始君） 通告に基づきまして、2点質問させていただきます。

まず1点目として、小布施町の除雪体制の見直しをということです。

昨日、小西議員、小林議員からも除雪に関する質問がありまして、重複する部分もありますが、よろしくお願いいたします。

2017年1月17日は、記録と記憶に残るであろう大雪になりました。小布施町の国道403号が長時間にわたって通行どめになりました。小・中学校も休校、そのほかにも、大雪でも運休をしない長野電鉄が始発から運転を見合わせをするという驚きの事態になりました。農業関係でも、ブドウ棚やハウス等の被害が出ています。小布施町の除雪費は、過去最高だった年の倍以上の1億円を超すことになりそうな見込みとなっております。このような大雪で、町民の生活に大きな影響が出ている中、地域住民の安全・安心の確保に万全を尽くせるかが行政職員の使命になります。

安全、快適な冬の生活道路を守るために小布施町に求められるのは、10センチ以上の降雪があったときは、除雪の出動要請をして、除雪路線に指定されている道路に極力雪が残らないように除雪を行っていただくこと、歩道や狭い道路は、地域の皆さんで除雪をしていただくよう、地域の皆さんに小布施町のほうからお願いをしていくこと、敷地の雪は、原則敷地内で処理をしていただけるよう町民の皆様をお願いしていくこと、雪の排雪場所の確保や一時的な雪捨て場の確保を地権者の皆様をお願いして、町が場所を確保していくこととなります。

小布施町では、町民の皆様の協力があり、歩道や狭い道路の雪かきは、きれいに雪かきがされたケースが多い反面、除雪対象道路に雪が残っていて、実質片道通行のようになり、車1台分のわだちの後を通っている状況になっている道路もありました。また、町指定の排雪場所に行っても、雪が多く整理がされていないため、雪が捨てられない状況になる等、大きな課題が残る年となりました。

そこで、小布施町の除雪体制について3つ質問をさせていただきます。

1つ目として、出動要請の体制はということです。

他町村に伺ったところ、雪見当番なるものがあるが、また、宿直の職員が降雪を見て、10センチ、行政の除雪車の出動基準で15センチのところもあるようですが、その出動基準の雪が積もった場合には出動要請を行います。連絡網があって、その連絡網で除雪業者、各業者には連絡していただくようです。

お願いの仕方として、朝の通勤が始まる前、例えば、深夜1時から早朝の5時までに雪かきが終わるように業者に要請を行っていきます。大雪で早朝までに除雪が終わらない場合は、

通勤の時間までに最低限2車線だけは確保して、その通勤ラッシュが終わった9時ごろから道路の拡幅作業や排雪作業を、また行政から業者に指示をして行っていただきます。

除雪業者の皆様には、大雪の際には、13時間から15時間にもなるような、長時間の連続した時間の出勤をお願いすることもあるようです。除雪業者の皆さんは、待機保証をいただいているため、出勤があれば、自分の割り振りの担当になっている道路は、必ず雪が残っていない状況にするのが当然と考え、大変なお仕事を長時間にわたりこなしていただいています。除雪は緊急のものだから、自分の担当している道路はきれいにしてくださいと行政は指導し、道路に雪が残っているなんてあり得ない話だと住民も考えています。除雪業者は、道路に雪が残っていることがあれば行政からきつく言われるし、住民も黙っていないため必至に作業をしてくれます。

ということが一般的な考えですが、1月17日から19日にかけて、小布施町で除雪対象道路が、先ほど伝えたように雪が多く残っている状態になっていました。その原因として、業者への出勤要請をしなかったのか、除雪の指導を徹底できていなかったのか、どのような行政の落ち度があったからでしょうか。昨日、副町長からも答弁いただいているところで、重ねてになりますが、ご説明をお願いします。

2つ目として、雪捨て場所の確保・整理について。

小布施町では、雪捨て場を4カ所確保しています。大雪の際には、広報おぶせ等で住民の皆様にも場所のご案内をしています。しかしながら、雪捨て場に整理するための重機がない、整理する人員がいがないため、町民の皆様が町指定の雪捨て場に行っても捨てられない状況でした。特に、15日、16日はそういう状況が続いていたように伺っています。

また、今年度、農家の皆様から、畑に行くための道路に雪が積まれていると苦情を町に多くいただき、道路を除雪して、畑にまとめられた雪を、さらに別の日に除雪するという予算を追加で確保することになりました。そのような二度手間のようなことにならないため、一般的には、11月だとかにある除雪会議のときに、雪をためていく場所を確保しておきます。具体的には、毎年決められた田んぼや畑に、雪解けの時期までに雪を置かせていただくよう、町が地権者の皆様をお願いしていただくか、また、除雪会議時にオペレーターから、足りないと思ったら、どこどこに雪を置きたいのだけれども、役場のほうから地主の皆さんに声をさせていただけないか、この場所がだめならばほかに探してくれないかという話があり、行政が雪解けの時期までに雪をためておける場所の確保をすることが求められています。

今回のように、農家の皆様から苦情が来る、一度除雪した雪をさらに片づけるために余計

な予算がかかるということは、事前に準備をしていなければあり得ません。

昨日の答弁で、一定の場所を確保したが十分ではなかった、来年はより多く確保していきたいという趣旨のお話もありましたが、除雪会議のときに、一時的な雪置き場をどのようにしていきたいのか、また、町指定の除雪場に整理のための重機等を置かないかということ伺います。

3つ目として、除雪の単価についてです。

除雪も担い手不足で、単価はどこの市町村でも高騰しているのが現状です。しかし、小布施の除雪単価を他市町村と比べると、他町の持ち込みトラクターショベル1.3立米が、1時間当たり8,000円くらいなのに対し、小布施町では2万8,620円と3倍以上の単価になります。

このように、他市町村と雪の量の格差があることを鑑みても、かなり高額な単価となっています。3倍の単価を出しても、時間単価で3倍の効率の仕事をしていただければ公正な設定ですが、実際には、豪雪地帯のオペレーターのほうがオペレーションになれていて、降雪が効率よくできていると、単価が高いので効率よく仕事ができるというわけではありません。除雪の時間単価を、他市町村の単価を調べ、適正なものにしていくお考えがあれば、お聞かせください。

○議長（大島孝司君） 久保田副町長。

[副町長 久保田隆生君登壇]

○副町長（久保田隆生君） それでは、山岸議員の小布施町の除雪体制の見直しをのご質問にお答え申し上げます。

昨日も、この問題につきましてはご答弁申し上げてあります。重複する部分はございますが、よろしく願いをいたします。

町の除雪計画では、出動要請につきましては、町内在住の建設水道課職員で除雪当番を行うこととなっております。通常は朝4時半に降雪、積雪状況を確認し、10センチメートルを超える積雪の場合は、あるいは10センチを超える積雪が今後予想される場合は、除雪をお願いしている企業のオペレーターの皆様に、電話で除雪の出動依頼を行っております。

1月14日から18日までの降雪、あるいは積雪の対応について申し上げます。昨日と若干重なる部分はございますが、よろしく願いいたします。

14日の午前4時半ごろの降雪は10センチメートル以下でございましたので、その日は出動要請は行いませんでした。その後、雪が降り続いたわけでございますが、既に車が走り始めておりましたので、当日は、14日の夜には1回行ってありますが、昼間は行っておりません。

15日から17日にかけては、3日間とも前日夜に既に10センチを超えておりましたので、除雪当番が確認して、その依頼そのものは前日の夜に行っております。

したがって、15日から17日にかけては、出動時間は、除雪の業者によって違いがありますが、早いものは夜中の1時、遅いものでも午前4時には出動しております。作業は、きのうも申し上げましたが、昼ごろまで続く場合もございます、場合によっては、今お話がありましたとおり、10時間以上に及ぶこともございます。

17日の夜には、多くの除雪事業者の皆様から、これ以上の除雪作業を続けることは、除雪車事態がなかなか道路に入っていくことが難しくなるということで報告を受けまして、翌日の18日から除雪の請負業者に排雪をお願いしております。また、この排雪につきましては、町内かなり多くの道路で排雪の必要がございましたので、きのうも申し上げましたが、いわゆる造園の事業者様にもお願いして、18日から町内の道路の排雪に入っております。

以上が、14日から17日までの除雪と、2月、それ以降の排雪の状況でございます。なお、2月5日以降につきましては、降雪がありましたので、2月10日、12日、21日には、10センチメートルの雪があったということで除雪を行っているところでございます。

1月14日から4日間、除雪計画に基づきまして、除雪業者には出動要請を行ってまして除雪を行ってきたわけでございます。特に、この間の状況を考えますと、非常に14日、15日は低い温度でございました。14日、15日は最高気温は零度以下となりまして、いわゆる真冬日となったわけでございます。また、16日の最高気温も1度5分、17日は最高気温1度1分ということでございまして、路肩に寄せられた雪がかなり積もり、さらに重みもありまして、氷の状態になっていたということでございます。

また、積雪につきましては、これはデータによるのですが、14日には午後1時には15センチであったものが、15日は積雪は余りなかったのですが、16日の午後11時、夜には34センチ、17日の午後、これは長野市ですが、17日の午前9時には48センチということになっておりまして、特に16日の夜から17日の朝方にかけて、ご記憶にあると思いますが、かなり重たい雪が多く積もったということでございます。

こういった状況の中で、18日からはショベルカー、バックフォワー等を使用しての排雪を始めたわけでありまして、今申し上げましたとおり、おおむねこの排雪作業は2月5日に終わっております。17日には、町内全域に交通障害が発生したわけございまして、この対応につきましては、今、考えますと、排雪を行うしかあり得なかったということでございます。

議員ご指摘のとおり、除雪ですので雪そのものはなくなりません。要するに、できるだけ

路肩に寄せる、両脇に寄せることになるのですが、その量が、車が通れる幅を防ぐほどに多くなってしまったということでございます。こういった状態を防ぐということは、もう既に雪を排雪するしかないわけでございます、この排雪をいつから始めることができたか、そのタイミングがどうであったかということが、やはり今後大きな課題になってくることと思っております。

きのうも申し上げましたが、この点につきましては、やはりさまざまな苦情、要望、あるいは、業者の皆様が実際に排雪、除雪を行っておりますので、こういった方々のご意見をお聞きする場を設けて、そういった今のこの排雪のタイミング等についても考えていきたいと思っております。

町といたしましては、今回の経験を教訓といたしまして、天気の急変もあり得るという大前提に立ちまして、きのうも申し上げましたが、こういったことが予想される場合には、いわゆる態勢も、災害警戒、あるいは災害対策本部に準じる、あるいはそういうそのものの態勢をとりまして、排雪、あるいは除雪に当たっていきたくと考えております。

続きまして、雪捨て場の確保、整理についてでございます。

雪捨て場の整理、確保については、この状況についてお答え申し上げます。

この依頼につきましては、例年、8月のお盆過ぎから除雪を行っていただく事業者をお願いをしております。その際に業者に、除雪ごとに、大体毎年やっておりますからわかっているのですが、除雪路線をお示ししまして、除雪路線の事前確認をお願いしているところでございます。

確認内容につきましては、道路の構造物、標識等に異常がないか、あるいは道路沿いの生け垣や果樹等で除雪に支障があるものはないか、異常や問題がある場合にはご連絡をいただきまして、町からこの11月末に開催いたします除雪対策会議までに、町といたしましてもこの対応をお願いしているところでございますし、いわゆる雪置き場につきましても、そのときに除雪業者に確認をしていただきまして、この場所がいいということでご連絡をいただきますと、町からその土地の所有者の方をお願いをして、11月末までにはその場所を確定しているところでございます。

今回の除雪につきましては、非常にもう降雪量が多く、事前にそういったお願いをしていた雪置き場が満杯となってしまうので、道路沿いのいわゆる雪が置ける場所、畑等を雪置き場として雪を置かせていただいたということでございます。したがって、事前の連絡はその時点では行えなかったわけございまして、除雪が終わった後、除雪した事業者

から町に連絡がありましたので、その後に、その畑の所有者等にそういったことでご連絡をいたしましたので、苦情や置かれた雪の移動、排雪を要望されるケースが、きのうも申し上げましたが、多く発生したわけでございます。

町といたしましても、除雪の際の雪置き場につきましては、今回の経験を、今申し上げましたが、しっかりと踏まえまして、できるだけ多くの雪置き場の確保にしっかりと事前に努めていきたいと、また、このことについては、除雪の業者とも、今回の経験がございますので、確認していきたいと思っております。

次に、雪捨て場でございますが、ご存じのとおり、この雪捨て場につきましては4カ所ございまして、小布施橋上流の千曲川堤防上と旧三本松のテニスコート、また、栗ガ丘と大島自治会南側の松川の河川敷であります。

この管理につきましては、通常、降雪があった後、職員が午前と午後、状況確認を行っておりますし、土日、祝日等についても、この状況確認を行っております。確認後、雪捨て場の整理が必要な場合には、事前をお願いした企業の皆様に雪捨て場の整理を、パワーショベル等を使って行っておりますが、これもかなり雪捨て場が、多くの雪を捨てられる方がいらっしやいまして、整理が必要な場合ということでもありますので、例えば、昨年のような場合は、こういった重機については配置はしていないのが通常状況でございます。

今回の大雪によりまして、須坂建設事務所、長野県でも、国道403号、あるいは県道の排雪を行いました。この雪につきましても、町の雪ということで、旧三本松のテニスコートと栗ガ丘自治会南側の河川敷、この2カ所はかなり多くの雪を、そこに置かれたわけでございます。このため、雪置き場の整理が追いつかず、今、議員のご指摘のように、雪捨て場まで来られた方がなかなか雪を捨てられないという状況が生じてしまったことで、大変ご迷惑をおかけしたものと思っております。

今後、大量の降雪がないとき、基本といたしましては重機を置いていないわけですが、すみません、今のこの状況につきましても対応でございますが、こういった状況が生じたので、1月18日に旧三本松のテニスコートに、1月21日に栗ガ丘の雪捨て場に、1月24日に山王島の雪捨て場に重機を搬入いたしまして処理をしてきておるところでございますが、今後、こういった状況を予想した重機の配置について、より早く重機を置けるような形をとっていければと思っております。

3点目の除雪の単価について申し上げます。

まず、除雪の委託契約方法でございますが、その方法につきましては、市町村がそういっ

た重機を持っているかどうかによって異なってまいります。市町村で除雪機を所有または借り上げてしまう場合は、除雪機の費用そのもの、維持経費等では市町村で負担するわけですが、特に契約そのものはオペレーター契約について行うこととなると思います。除雪受託事業者が除雪機そのものを所有している場合は、除雪機ごとに、いわゆる持ち込み費用の1時間当たりの単価とオペレーターの経費、1時間当たりの単価があるわけですが、これを合算した金額の契約というのがございます。また、そういったものではなくて、いわゆる持ち込む費用の補償料とオペレーター契約に分けるといふ、そういった2つの契約の方法がございます。小布施町の場合は、最初に申し上げましたこの除雪機の持ち込み費用とオペレーター経費、これを合わせた契約の方法をとっておりまして、ご質問の8,000円の単価という方法は、恐らく除雪機の持ち込みの補償料とオペレーター契約に分けた2つの契約ではないかと思えます。

小布施町の場合、具体的に申し上げますと、作業1時間当たりの単価を、平日の昼間と夜間、休日の昼間と夜間ごとに、機械ごとに1時間当たりの単価で決めてございます。この単価につきましては、今申し上げましたとおり、除雪機の持ち込み費用とオペレーターの経費が含まれておりまして、議員ご指摘のとおり、平日夜の単価といたしまして2万8,620円を契約しております。

他町につきまして該当すると思われるところに確認をいたしましたところ、除雪の契約は、1時間当たりのオペレーターの単価契約のほかに、機械の持ち込み補償料、待機補償の契約を行っているところでございます。待機、持ち込み補償料というのは、要は、その冬季全体を通じての契約を1台の機械についてしてしまうというものでございまして、その町村に確認いたしましたところ、トラクターショベル1.3立方メートルで、冬季間通じて220万円という契約を1シーズンにするということでございます。このほかにオペレーター契約ということで契約をされておりますので、恐らく議員のお話がありました8,000円というものは、このオペレーター契約の単価ではないかと思われるところでございます。

したがって、町の場合は2万8,620円という1時間の単価がございまして、例えば、それを10回出て10時間というのは、なかなか10回ということはありませんが、2万8,620円という単価で10回出ましたと、仮にもうそれぞれ10時間の必要があれば、総額でやはり286万2,000円という単価になってまいりますし、仮にお尋ねになった町村がそういった形で8,000円で10回出たと、それぞれ10時間の作業をしたということになりますと300万円というようなことになってまいりまして、金額的にはほぼ一緒でございますが、小布施町の場

合、なかなか今回は多かったのですが、10回まで出ることは通常はありません。仮に5回といたしますと286万2,000円の半額ということでございますので、町の場合はこうした契約が、普通は豪雪地帯のような雪は降りませんので、最も適正な単価ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 山岸裕始議員。

○6番（山岸裕始君） 特に、きのうの答弁の中であった除雪、大雪のときは、1つの課で取り組むのではなくて全庁で取り組む、先ほどの答弁にもあった災害対策本部に準じるような組織で今後取り組んでいただけるということで、町の今後の体制に期待しているところでございます。

そこで、災害対策本部に準じるような体制をとるとしたら、具体的に何ができるのかということをお伺いさせていただきます。

私が求めるものとして、出勤までの連絡をできるだけ早くしていただきたいということ、今、朝の4時半に10センチの積雪があるかどうかチェックして出勤しているということですが、朝の4時半にチェックするというのではなくて、大雪が予想されるときには、10センチ以上の積雪を確認した時点で出勤の連絡をしていただきたいということ。

また、除雪を行った後、排雪が必要かの判断、これ担当課だけではどうしても予算という大きな縛りがあって、なかなか判断に踏み切れないということがありますが、全庁で取り組むのであれば、今回1月18日に排雪をしていくという判断を行ったわけですが、14日、15日、16日の雪を見て、もう排雪を事前にお願ひ、他市町村ではしているところもあるわけです。そういった判断がより早くできるようになっていく排雪の判断ということ。

また、除雪対象路線で除雪が十分にできていない場所がないかということ、町が十分に目を行き届かせていただいて、業者にできていないところは再度お願ひしていくということ、より広く、町の道路一つ一つを確認していくこと。雪を置く場所が、今回は業者のほうから、片づけた後に事後連絡であって、その後、町が地権者に確認したところ苦情につながったということですが、そういった場所が適切に確保できているかというのを除雪時にしっかりと聞いて、除雪のときに足りなければ、もうその場でちゃんと確保していくというようなことをしっかりとやってほしいと思います。

再度聞きますが、災害対策本部に準じるものが、町で、全庁で取り組むときに具体的に何ができるかということと、また、議会からアドバイザーみたいなものを求めたりだとか、電話連絡したりするようなお考えがあるかということをお伺いします。予算が絡むことなので、

議長や総産の委員長に電話連絡、もしくは、その雪の状況を見ていただいて、追加で予算が必要というようにときに意見を求めたりも必要かと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

2つ目として、町指定の雪置き場に18日に人を置いたと、18日以降、重機を順次置いていったということですが、まず、重機もそうなんですけれども、人を大雪のときは置いてほしかなというのを思います。これはできれば町職員で、雪捨て場がどういう利用をされているのか少し見ていっていただきたいということを考えています。どうしてかというと、町職員がその場にいることで、雪の捨て方や捨てる場所に対して、広報おぶせを聞いてきた人に、ここに捨ててください、こうやって捨ててくださいという指導ができるのが1点。また、もう1点として、小布施町以外の方がそこに雪を捨てているんじゃないかということを確認できるというのもあると思います。例えば、他市で降って、他市の道路や庭に積もった雪が、その雪捨て場のほうが近いからといって捨てに来るようなことがあれば、やはりそういう対応も今後考えていかなければいけないと思うので、まず、大雪が降って、広報おぶせ等で町内の方に雪捨て場はここですよという誘導をするときは、そこに職員がいて、どのような使い方をされているのか、しっかりと見ていくということをやっていただきたいと思いますが、それに対してのお考えを伺わせてください。

3点目として、オペレーターとの契約単価の推測ですが、契約方法が違うのではないかと、いうことを伺いました。私も大変確認不足で申しわけなかったですけれども、聞いたところ、その町では、工務店が除雪を請け負っていると、その工務店がやっぱり機械を持っているので、年に1回の機械のメンテナンスや、車1台の、タイヤ1本につき4万円ぐらいのチェーンが必要で、2年に1回ぐらい傷んでしまうので、そういった部分で大変お金がかかるということを知っていました。それに対して、町からどのようなお金が出ているのか、その他市町からどのようなお金が出ているのかというのは、十分調査できていなくて今回の件になってしまいましたが、ちょっと私のほうでも単価というのをもう一度再度調べて、町に提案差し上げたいと思いますが、町のほうでも、単価をどうしていったらというのをまた考えていってほしいと思いますので、お考えをお聞かせください。

以上、3点お願いします。

○議長（大島孝司君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） それでは、再質問にお答え申し上げます。

今回の大雪のような状況における町の体制といたしまして、きのうも災害警戒本部、ある

いは災害対策本部、こういったものを立ち上げていく必要があるだろうということで申し上げます。やはり建設水道課、一つの課では人員的な問題もございますし、なかなか今回の場合も、さっき申し上げた排雪の云々というところまでいく状況にはなかなかなかっただろうと、担当職員それぞれ除雪の関係、あるいは苦情等もございまして、その対応に追われてしまったということでもあります。

町の本部につきましては、災害対策については、課長クラス、あるいは係長クラス、あるいは全職員が出動する、いろいろな状況を想定しておるわけでございます。今回のような大雪の場合、少なくとも全課を挙げて、係長クラスは対応に、配置できるような体制が必要ではなかったかと思っております。

今考えておりますのは、町全体の道路の把握、状況を、できるだけ詳細に把握する必要があるだろうということで、例えば、一つの本部の部屋を設けまして、そこに道路の状況をわかる一つの画面を設けると、そういった中で、今実際に行われている除雪路線がどこであるか、あるいは今いろいろお話がありましたが、業者が行っているところでいろいろな問題があれば、何らかの方法で業者と連絡をとる方法を考えるということで、やはり国道、あるいは県道も含めましていろいろな状況を把握する必要があるだろうと、したがって、場合によっては、マンパワーで、その要所要所に職員の方を配置することもあり得ると思っております。こういったことを含めまして、やはり交通の確保というものは可能ではないかと思っております。

また、予見する、排雪なり除雪の必要性があることについては、基本的には、今担当課の職員が行っております。先ほども申し上げましたが、やはり夜間に雪がある、あるいは今は4時半ということなんですが、夜間に雪が降っている場合、明らかにもう除雪が終わった後、10センチの雪が降っている場合は、除雪をお願いすることになっておりますので、これはまたその体制は基本的には必要だろうと思っております。できるだけ職員も、そういった予見があれば、早目の出動をお願いするように今後もまたしていきたいと思っておりますので、その点は、今の担当課の職員が在住ですが、一応把握をしっかりとすることで対応できるというふうには考えております。

あと、雪置き場の関係につきましては、これも今回のような状態についてはいろいろな問題が生じたわけでありまして。通常の状態ですと重機までは要らないだろうと、重機を置いた場合も、一応その重機を扱えるオペレーターが、ご存じのとおり、雪置き場に雪を持ってきますと、それを積み上げていきますので、そこでそれぞれ適正な位置に積み上げて、何と

かどンドン持ってくる雪をしっかりと固めていくという状況でありまして、そこに職員がいることがどうかという問題は確かにございます。今おっしゃられたとおり、特に町外からの持ち込みについては、当然オペレーターはわかりませんので、果たしてそこをどうするかということは考えていきたいのですが、それはやはり各町村とも連絡をとって、それぞれの市町村の雪はそれぞれの市町村の雪置き場がございまして、それはそこに捨てていただくようにしっかりお願いをしていきたい。ただ、いろいろな状況の中で、ある特定の時間にやはり職員がいて、いろいろな調整をしたほうが良いという状況がありましたら、それはまた現場にいるオペレーターとも、今回はいろいろ長いことやっていらっしゃいますので、話をさせていただいて、こういった場合はやはり職員がいたほうが良いというものが把握できましたら、しっかり状況を聞いて、配置も考えていかなければいけないと思っているところであります。

あと、雪置き場の確保については、基本的には先ほど申し上げましたとおりであります。その場その場で、どうしてもオペレーターがいろんなことで、どうしても雪をその場に置かざるを得ないような状況も出てくるかと思えます。これもいかに早く町とオペレーターが連絡をとれるか、これも今後、早目に連絡をいただくと、昼ごろまでかかって連絡をいただいても、やはり土地の所有者の方は非常に怒られますので、それは一旦、朝方まで除雪が終わった後、そういった場所に捨てたということになれば、一旦は早急に連絡をいただくというようなことも考えていかなければいけないと思っております。

あと、単価の関係につきましては、やはり基本的には、前も補正の際に、一応、国の基準に沿った形で行っておると、あのときも単価については4,000円の後半台と申し上げたのですが、基本的には諸経費、諸雑費がございまして、そこに1.67倍を掛けた数字になってまいります。ですから、町のオペレーター契約も、先ほど議員がおっしゃられた8,000円という契約も、恐らくオペレーター契約だと思えますが、町のほうも、それだけ見ますとほぼ8,000円になってまいります。やはりその点では、ほとんど今、どの町村も国の示された基準に沿って契約をしているところがございますが、今後、やはり経費もかさむということを考えますと、何かより契約の方法として、町にとって効果の上がるものがあれば、それはまた今のをよしとせずに考えていければと思っております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 山岸裕始議員。

○6番（山岸裕始君） 除雪の関係で再質問をさせていただきます。

最後、1つ、提案ともとられてしまうかもしれないのですけれども、小布施町で平成16年、17年度、県のコミュニティ補助金を活用して、除雪体制の整備を行って小型の除雪機械などを買っています。今回、除雪、町や業者だけではなくて、住民の皆さんを巻き込んだ除雪体制の整備ができないかということを考えています。そのために、何かしら町のほうでも動いてほしいと思っているのですけれども、平成29年度の予算には、県の予算、補助金を活用した除雪体制の整備みたいなのは盛り込まれていませんでした。できれば年度途中の補正でもいいので、町民を巻き込んだ除雪体制の整備や、また、ハード部分の整備、除雪機械、何かしら必要なものは町で持っていてもいいと思うので、そういったものを県の補助金申請していくようなお考えが可能性としてあれば、少しお聞かせください。

○議長（大島孝司君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） それでは、再々質問にお答え申し上げます。

きのうも、やはり新たな除雪体制の整備を、地域の住民の方と構築していかなければいけないということでお答え申し上げました。そういった中では、やはりハードの面で武器というか、そういったものが必要にはなってくると思います。そういった点で、地域の方々、お持ちの方もいらっしゃいますし、また、今後お話をする中で、こういった機械があればということがございましたら、ぜひそういったものも、いろいろな県の補助金を使って確保できればと思っております。こういった除雪機につきましては、いわゆる緊急用車両として届け出をして、認可を受けるということが必要になってまいります。中野市等でもそういった形をとっておるわけですが、そういった形が、仮にそういった車を用意できるか、あるいは議員ご指摘のとおり、町としてそういったものを確保できるかということになってくるかと思っております。いずれにいたしましても、新しい除雪体制、地域の方との協働の中で、そういったものも含めて活用できる制度、あるいは補助金等があれば、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 山岸裕始議員。

○6番（山岸裕始君） 次の質問に移らせていただきます。

アスファルト舗装に対し、浸透性にしたほうがよい場所の基準の設置をということです。

職員の駐車場を目的として、昨年度、福原に20台分、866.75平方メートルの駐車場の整備を行いました。平成28年度7月会議に提出された補正予算にて、508万円で土地の整備費用を承認しました。その後、追加で工事が必要ということで162万円の補正もしております。

追加の工事では、水路の雨水が畑に流れ込まないように工事も行っております。アスファルト舗装をした後に駐車場に降り注ぐ雨水が畑にあふれ出ないように、駐車場から雨水が流れ出る水路のカーブ部分の、コンクリートで高い壁を別に予算を追加してつくりました。

高い壁をつくっても、多くの雨水が水路に流れ出るという事実は変わらないので、根本的な解決にはなっておりません。下流の水路が細くなる部分やカーブの部分で水が溢水することが十分考えられます。コンクリートの壁を高くつくるという対症療法ではなく、今回の場合は、駐車場を浸透性のアスファルト舗装をして、水路に水を流さないという方法をとるのがベターだったのではと考えます。

浸透性のアスファルトの説明をさせていただきますと、雨水を舗装内部に浸透させて、地中内部に流し込むタイプの舗装です。雨水が直接地中内部に浸透するので、アスファルトの下に生態系等が自然環境に近い状態になり、環境改善等の効果があると言われております。浸透性舗装は、主に歩道や駐車場、公園などで利用されております。熱がたまりづらく、夏場では一般のアスファルト舗装よりも表面温度が低くなります。欠点としましては、砂、泥が詰まることから、数年で機能低下が起こるのでメンテナンスが必要だったりだとか、大型車が走行をするような道路では、アスファルトが傷み、機能低下が生じるということがあります。国道などの幹線道路に用いられることは、浸透性のものは余りないようです。

今回の場所は、職員の駐車場のため、不特定多数の車両やトラックは来ない場所である、また、職員が定期的にウオータージェット等で目詰まり防止等の清掃、メンテナンスができるなど、浸透性にしたほうがよい条件が整っていると考えております。利用場所や面積により、浸透性の舗装をするための基準をつくったほうがよいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大島孝司君） 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長（田中助一君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

水路に水を流さない、浸透性のアスファルト舗装をしたほうがよかったのではないかと、利用方法、面積により使用する基準を設置してはどうかというようなご提案でございます。

福原の職員駐車場に関しましては、小布施町の役場の駐車場の混雑解消のため、主に町外で公共交通機関での通勤が困難な職員が、車で通勤する場合の利用を見込んで設置したものであります。当初計画では、砂利敷きで計画をしておりましたが、車の移動で石が飛ぶ等のおそれがあるというようなご意見をいただきましてアスファルトの舗装としたものであります。補正の内容となっております。

議員ご指摘のとおり、浸透性のあるアスファルト舗装を採用するというごさいが、これにつきましては、水路に流れ込む水を抑止する一定の効果があるというはつきりしているものと考えます。しかしながら、一時的な豪雨に対して期待する効果があるのか、明確にお答えすることは困難な状況であります。また、コストも通常に比べて非常に割高になっております。また、通常の舗装より劣化が早いため、現時点では基準を設置することは考えてはおりません。

費用面につきまして具体的に申し上げますと、通常の舗装の単価と比較しまして、透水性のあるアスファルト舗装は、平米当たり5,000円ほど割高になるものと考えております。

また、小布施町のように、寒冷地であって、透水性を確保した舗装路面では、冬期間において内部まで水が浸透した状態で凍結します。舗装路面の劣化が進みやすいとされておりまして、寒冷地においてはほとんど採用されていないというような状況であります。

なお、水路のカーブの部分につきましては、コンクリートでかさ上げしておりますけれども、もともと駐車場になる前から、カーブする部分で越水しまして、畑に流れ込んでしまうということがあったということ、周辺の住民の皆さん方から申し出をいただいておりますので、駐車場を設置する機会にかさ上げを行ったものであります。

繰り返しにはなりますが、費用対効果を的確に判断していくと、これは先ほども申し上げましたとおり困難なところあります。ご提案のアスファルト舗装の浸透性につきまして、寒冷地における有効性を再度確認いたしまして、必要などころには使用してまいりますが、現時点では基準を設置することまでは考えておりません。よろしくお願いたします。

○議長（大島孝司君） 以上で山岸裕始議員の質問を終結いたします。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○副議長（関悦子君） 再開いたします。

◎諸般の報告

○副議長（関 悦子君） 最初に、諸般の報告事項について申し上げます。

14番、大島孝司議員から、都合により欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

議長が欠席しておりますので、地方自治法第106条の規定により、私が議長の職務を行います。

---

◇ 関 谷 明 生 君

○副議長（関 悦子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次発言を許可します。

11番、関谷明生議員。

〔11番 関谷明生君登壇〕

○11番（関谷明生君） 通告に基づき、逐次質問を行います。

1点目は、今、国会で審議されている農業経営収入保険の加入要件となる青色申告の実態と普及推進について伺います。

2019年、平成31年からの実施に向けて、農業収入全体に着目した新たなセーフティーネットとして農業経営収入保険制度が導入されます。以下、収入保険とします。

収入保険制度は、現行の農業災害補償法に基づくNOSA I制度では対象とされない農産物価格の下落や収穫後の被害、風評被害など、全てのリスクに対応できる仕組みとして導入され、農家の経営安定に万全を期すとされています。

米の需要減退が続く中、野菜や果樹など、若い農家を中心に拡大する高収益作物への転換なども後押しをしたいとしています。

収入保険制度は、青色申告実施農業者が対象であります。また、その農家が、5年以上の青色申告の実績に基づきまして、その収入の9割を下回ったときに補償をしていくという制度でございます。農家は、保険料と積み立て部分のお金を支払いまして加入することになっております。そして、この加入は任意加入ということが柱になっています。

青色申告には、正規の簿記、いわゆる複式簿記と簡易の方式の2通りがあります。正規の

簿記では、仕訳帳、総勘定元帳、損益計算書、貸借対照表など、5年以上の実績がある農家を基本とします。簡易な方式は、正規な簿記までは求めませんが、白色申告にはない現金出納帳、売掛金、買掛金、固定資産台帳を整理し、日々の取引を残高までの記帳が必要で、1年分あれば加入できる特例措置も講じられています。その特例措置は、補償限度は一定程度低くなりますが、実績年を重ねるごとに引き上げられ、最終的には5年の実績があれば最高9割まで補償になります。

そこで、最も重要なのが、この青色申告をどのように普及し、農家の皆さんの理解を得ていくかということだと思います。特に、2017年度分の青色申告の実績があれば、つまり今年度の青色申告の実績があれば、制度導入を予定する2019年から加入ができますが、ここで1点問題があるのが、この2017年から新たに青色申告を行う場合には、ことしのこの3月15日までに税務署に一定の申請書を提出しなければなりません。そこが大きな課題で、もうきょうは10日ですから、あと5日間しかないという、そういう期日的な課題もあります。

そして、青色申告には、正規の簿記の場合には65万円、簡易な方式の場合には10万円を所得から控除可能な青色申告特別控除が受けられます。また、もし損失額が生じた場合には、翌年以後3年間にわたって繰り越しができ、各年分の所得から控除が可能です。また、この繰り越しにかえて損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能な税制上のメリットもあります。できる限り、これらのことを周知していく必要があると考えますが、そこで次の点を伺います。

14年のデータですが、全国で青色申告の農家数は43万人ということで、総農家数の2割程度とのことですが、本町の実態はどのようになっておりますか、伺いたいと思います。

次に、青色申告をどのように皆様方に周知徹底し、そしてまた、今後普及推進をされていくのかを伺いたいと思います。

そして、農家にとっては非常に大きな経営安定となる収入保険への取り組みにつきまして、行政としてできる範囲はどのようなことを考えておいでになるか、お聞きしたいと思います。

○副議長（関 悦子君） 竹内産業振興課長。

〔産業振興課長 竹内節夫君登壇〕

○産業振興課長（竹内節夫君） ただいまのご質問にそれぞれお答えさせていただきますが、まず、1点目の青色申告の小布施町における実態ということでございますが、平成27年、2015年、この年の所得に対します申告でありまして、昨年2月、3月の申告ということになりますけれども、こちらの農業申告をされた皆さんが町内で704名、そのうち青色申告の

方は370名ということで、小布施町の場合、農業申告のうちの52.5%の方が青色申告となっております。

それから、青色申告の推進ということでございますが、ご紹介にもありましたように、青色申告の推進については、青色申告の方が可能な特典といったものがありまして、JA、あるいは商工会などの申告研修会でも青色申告になるように指導が行われております。町の申告相談会場でも、収入の大きい方については、控除などでメリットがあるということで青色申告をお勧めしておりますが、一方、現状で収支がマイナスになる方、あるいは農業収入が余り大きくないという方については、そういったことに対します記帳義務ですとか、そういった申告のための準備といいますか、そういったものと比較しまして、余り積極的なお勧めはしていないという状況でございます。

そういうことを受けまして、収入保険への取り組みということでもありますけれども、ただいまご質問の中にも制度の説明がありまして、若干重複するところはあるかもしれませんが、現在、国では、平成31年1月からの収入保険の責任期間、この開始を予定してございまして、そのための加入申請受付を平成30年の10月から開始予定としております。この平成30年10月に収入保険制度に加入するためには、29年分の農業所得について青色申告を行う必要があり、そのためには、今月15日までに税務署宛て、青色申告承認申請を行うことが求められております。

この収入保険制度、この加入促進につきましては、保険の取り扱いそのものを農業共済団体が新しく設立します農業共済組合連合会という全国組織が扱いなさいよということから、現在、農業共済新聞、これを発行します全国農業共済会、こちらで発行します農業共済新聞、こういったものを通じまして、その号外版などで制度の周知といったものが、これまでも図られてきておりますし、長野県においてもNOSA I長野が発行しますNOSA Iだよりですか、こういったことへの掲載ということで、これまでも農家の皆さんに、この青色申告への加入といったことも含めて周知が行われてきておると伺っております。

果樹経営、これが主になります町の標準的な経営実態からは、これまでの自然災害のみに対します補償制度よりも、価格下落も補填の対象となる今回の制度は魅力ある制度と言えると思います。

この制度を推進しますNOSA Iでは、まずは農家の皆さんに、補償制度への加入意欲を高めていただくとともに、ご自身の経営内容を十分把握いただくことが必要とされております。これは、各農家におけます経営内容が、新しい収入保険制度が適するのかと、あるいは

従来からの作物ごとの災害補償制度が適するののかということにつきましては、個々の農家の経営の規模、あるいは経営形態、これによって違ってきています。また、そういったことを全て把握した上で農家を選択するということから、一概に加入要件となります青色申告を推進するのではなく、各農家を選択する上で判断しやすい制度説明といったものに、まずは重点を置いて進めてまいりたいとされております。

町内でも、現在370件と、半数近くの農家の方が青色申告を行っていただいております。この青色申告を行っていただいております農家につきましては、その大半が中核農家であろうというふうに推測をしております、まずは、こうした農家の皆さんに新しい制度を十分にご理解いただきまして、積極的な加入といたしますか、ご自身の判断基準の材料にさせていただければよろしいんじゃないかということで、町としてもNOSA Iと一緒に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（関 悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 今、回答の中で中核農家が5割おいでになるということなのですが、2015年の農業センサスでは、小布施町に専業農家が225戸ですか、専業農家がおいでになるという、そういうデータが出ているのですが、その中で370名の方が青色申告をしているということで、非常にある面では、この小布施町の青色申告に取り組む姿勢といたしますか、全国では20%しか入っていないということをお聞きしていたのですが、非常にこの青色申告をやっていただいて企業的な経営をされているんだなど、ある面では、果樹といたしますか、そういう作物の関係もあるかと思いますが、その実態について、大変関係者の皆さんがご努力をいただいているなということを実感いたしました。

そういう中で、今、小布施町は、新規就農者の皆さんに、ことしは17名という皆さんがこの小布施町に来て新たな農業に携わっているという、この農家の皆さんを、やはり町全体もバックアップしていかなければいけないと思うし、そんな対応の中で、この新規農業者の皆さんに、技術的には里親の皆さんが一生懸命に技術指導をしていただいで、育てていただいでいると思うんですが、経営的なアドバイスというんですか、例えば、この青色申告の採用といたしますか、このようなことを新規就農者の皆さんに周知していく、そういうことはどの機関が対応をしておいでになるか、行政でやっているのか、それともJAの関係にお任せしているのか、その辺につきましてご回答いただきたいというふうに思います。

○副議長（関 悦子君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） 青色申告そのものの具体的な普及推進ということかと思えますけれども、まず、農業関係につきましては、JAにおきます生産部会、こちらのほうでも、その経営実態に応じて、申告を白にするのか、あるいはさまざまな特典がある青にするかということについて、勉強会を通じて農家の皆さんへの周知活動というのを行っております。

また、農業青色申告会という農家によります会もあります。そういったことにおけます周知活動も行われているというふうに伺っております。そのことと、この収入保険制度、これに関しましても、既にJAの生産部会のほうでも、NOSA Iに対しましてこの制度説明を行ってほしいということで、実際にNOSA Iのほうに要請が行っておりまして、また、部会を中心とした勉強会といったものも行われていると伺っております。

そういったことで、具体的に行政が進めているとか、どこどこが進めているということではないのですけれども、農家の皆さん、ご自身の経営に関することですので、自発的に取り組んでいただいているというふうに伺っておりまして、町としても、新しい制度説明等を含めて、農家の皆さんに説明を今後も行っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（関悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 新規就農者の皆さんは、今、どんな形で申告されているのかということ、その点をちょっと回答していただければと思います。

○副議長（関悦子君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） 新規就農をされている方が、今現在、青申なのか、白なのかということの実態については、申しわけございません、把握はしてございません。

ただ、1点、新規就農される皆さんも、町内の里親の皆さんについて農業経営といったものを学び、それぞれ就農いただいております。そういった中で、経営申告ですか、里親のアドバイスの中でそれぞれ行われているものと推測しております。

以上です。

○副議長（関悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 2点目は、農地法の下限面積緩和に向けた取り組みについて伺います。

農地を売買したり、贈与したり、貸し借りをする場合には、農地法第3条の規定に基づき農業委員会の許可が必要です。許可基準の一つに、受け手、つまり買い手や受贈者や借人の許可後の耕作面積、いわゆる経営面積が、原則として北海道では2ヘクタール以上、都道府

県は50アール以上になることという規定があります。しかし、農業者の高齢化、また、担い手不足の解消、遊休農地の増加を食いとめるには、新規の就農者を確保することが必要です。

そこで、国のほうでは、平成15年度、構造改革特区が導入されまして、原則、都道府県の50アールの下限面積を、10アール以上の地域の実情に応じた面積に緩和できることになりました。小布施町も、信州おぶせ緑のかけ橋特区の名称で、内閣総理大臣による認定を受け、小布施町全域が下限面積10アールになりました。

今年度、須坂市農業委員会は、この1月から、宅地に隣接、あるいはそれに準ずる1アール以上10アール未満の農地、遊休農地もしくは遊休化のおそれのある農地、集団的な農地利用、農作業の共同化などに支障のない農地に限って1アール以上に引き下げました。

県内市町村でも、下限面積が最も狭いのが、飯山市で2アール以上、続いて、木島平村が5アール以上、そして、大町市も1アール以上に引き下げる方向で検討しているということです。ちなみに、高山村は40アール以上になっています。

これらの状況を踏まえ、町として今後下限面積等に対して、どのような考え、対応をしていくか、伺いたいと思います。

現在の下限面積10アールの小布施町の根拠は、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積での対応なのか、それとも、今質問いたしました構造特区改革で認定された10アールが継続されているのか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

また、須坂市等で、下限面積が1アールとか、2アールとか、5アールとかという、そういうふう引き下げることのできる法的根拠はどこにあるのか、教えていただきたいというふうに思います。

次に、この小布施町は、やはり農業者の高齢化なり、担い手不足の解消、また、遊休農地の増加等を食いとめるために、この見直しの取り組みを考えておいでかどうか、お聞きしたいと思います。

○副議長（関 悦子君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） ただいまの農地法の下限面積に関するご質問でございますが、まず1点目の、小布施町で現在取り扱っております下限面積10アール、これについては、構造改革特区か農地法かということでございますが、これを取得した当初は、構造改革特区に申請しまして10アールと設定いたしました。以後、国におけます農地法の改正がありまして、その下限面積、都道府県において10アールを単位とするということになりまして、現在は、農地法3条2項5号の規定の中で10アールと指定をされておるものを準用しているところで

ございます。

それから、その法的根拠ということですが、この改正された理由というものが、個人が農業に参入しやすくするという観点から、それまでの農地取得の下限面積要件、都道府県10アール、これが緩和されたところでありまして、このことについてはただいま申し上げた部分でございます。それで、法的根拠ということでもありますけれども、農地法3条第2項5号を受けまして、農地法施行規則第17条第2項で、この10アール規定にかかわらず、一定の要件をクリアするときは、先ほどのご質問にもありましたとおり、新規就農を促進するために必要な面積ということで、その10アールという文言を外しております。これにはそれなりの要件クリアといったものが必要になるわけですが、これをクリアする市町村においては1アールから設定をしておるというふうに認識しております。

それで、小布施町におけます、この面積の見直しへの取り組みということでございますが、農業、農村への理解を深め、個人が農業に参入しやすくするという観点から、当町では下限面積を10アールとしてきたところですが、農業で生計を立てていくという観点で考えた場合、10アール以下でそれを実現することは非常に困難であると考えております。

それで、隣、須坂市におきます1アール以上という下限面積につきましては、農業で生計を立てるための就農という面よりも、家庭菜園付きの住宅取得、こうしたものによります移住・定住促進の意味合いも含んでおるというふうにも伺っております。遊休農地の解消という部分につきましては、こうした下限面積の引き下げによりまして、農地の取得がしやすくなるという観点からは、一定の効果やメリットがあると思われまいます。一方、農業振興地域におけます宅地に隣接した農地の切り売りによります宅地化が進むこと、こうしたことも想定されまして、場合によっては、農地の集団化、あるいは効率的な営農の妨げということも懸念されるというふうに思っております。

現在、下限面積の見直しにつきましては、先ほど申し上げましたほかの市町村の実例といったもの、こうした例なども注視しながら、町としての適切な面積といったものをまた見つけてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（関 悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） この下限面積というのは、あくまでも耕作目的で農地の権利を取得する、その場合に、その権利を取得した後の農業経営の面積が、その面積に達しなければ許可されない最低の面積だというふうに言われているわけです。

確かに、農業で一つの収入を得るとなると、最低1反歩は必要かと思いますが、先ほども須坂市でも、根拠も、いわゆる農業者の高齢化とか、担い手不足とか、それとか遊休農地の増加とかという、その解消にも役立てていきたいということで、この現象は、須坂市だけでなく、今、全ての自治体の中でもその課題に直面しているのではないかというふうを感じるわけですが、小布施町にとっては、そういうことは今のところ心配はないという考え方でよろしいか、お伺いしたいと思います。

○副議長（関 悦子君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） 心配がないかと言えば、懸念はあろうかと思います。

ただ、そうした中で、小布施町の営農を維持していく上で必要な農地面積、適切な農地面積といったものについては、これを下げるとか、どうするという事よりも、実際に10アールで農地取得につきましては、今、家庭菜園ということも行っております、そういったものもホビー農業としては、営農を図る上での一つの手段であるというふうにも認識しております、そういった面積への対応といったものは、そういうことでも行えるんじゃないかなというふうにも思っております。そういう環境の中で、今後、農業に意欲ある皆さんには、やはり適切な農地の取得といったものに向けて取り組んでいただきたいと、その中で、本当に必要といったものがあれば、下限面積の見直しといったものも検討の余地に入ってくるかと思っております。

以上です。

○副議長（関 悦子君） 以上で関谷明生議員の質問を終結いたします。

---

◇ 川 上 健 一 君

○副議長（関 悦子君） 続いて、5番、川上健一議員。

〔5番 川上健一君登壇〕

○5番（川上健一君） 通告に基づきまして質問させていただきます。

町に競歩の公式競技場はできないかということですが、昨年、リオデジャネイロオリンピックで大島の荒井広宙選手が見事に銅メダルを獲得し、小布施町民全てに喜びと感動をもたらしたことは、まことに大きな出来事でありました。荒井選手が、日本の陸上の歴史に輝かしい一歩を記したことは間違いのないことであり、改めて本当にすごいことをやってくれた

など、日を追うごとにその思いは大きくなってきております。

彼が、日本人として陸上競技でメダルを獲得したことは、多くの日本の子供たちに大きな希望と夢を与えてくれたものと思います。競歩に限らず、ほかの陸上競技でも、地道に練習を積み重ねていけばメダルを獲得することができるのではないかと、そんな思いを大いに抱かせてくれたものと思います。

オリンピックでは、さまざまな種目で日本人も活躍しており、リオオリンピックでは、柔道、卓球、レスリング、体操、水泳、けさの新聞でも出ておりましたが、バドミントンといったものが日本の得意としている種目でありまして、幾つかありますが、しかし、陸上競技においては、マラソンのほかには室伏選手のハンマー投げがあるくらいで、ようやく最近、北京大会で男子の400メートルリレーで銀メダル、そして、今回のリオでも男子400メートルリレーで再び銀メダル、このメダル獲得も大変意味のあるメダル獲得だったと思います。

陸上競技においては、国内において実績のある選手でも、世界に出ていくとなかなかよい成績に結びつかないというのが、これまでの常識といたしますか、経過でございましたが、今回の荒井選手のメダル獲得は、競歩以外の陸上競技やコーチ、指導する関係者に大きな希望と力を与えてくれたものと思います。

荒井選手が今回なし遂げた輝かしい功績をたたえとともに、オリンピックを目指す陸上競技者や、これから育ってくるだろう子供たちに改めて勇気と希望を与えるべく、リオ五輪銅メダル記念競歩大会を開催してはどうかということで、1つ目として、荒井選手のメダル獲得効果もあり、子供たちの中に競歩をやろうとする者も出てきている、小学校、中学校ではどのような対応がされているのか。

2つ目として、本格的に競歩の競技をするためには、学校のグラウンドでは十分ではない、町内に公式の競歩競技場をつくってはどうか。

3つ目として、その競技場のオープン記念大会として、荒井広宙選手リオ五輪銅メダル記念競歩大会の開催はどうか。

4つ目として、指導者についても必要と考える、荒井選手がお世話になった内田さんのような指導者を招き、定期的に指導会を開いてはどうか。

以上、よろしく願いいたします。

○副議長（関 悦子君） 池田教育次長。

〔教育次長 池田清人君登壇〕

○教育次長（池田清人君） 川上議員の町に競歩の公式競技場はできないかというご提案のも

とに、4つのご質問をいただきました。お答えを申し上げたいと思います。

最初の1番ですが、昨年のリオオリンピックにおける荒井広宙選手の銅メダル獲得は、子供たちのみならず、多くの町民の皆さんに勇気と感動を与えていただきました。特に、小・中学校の児童・生徒は、郷土の先輩ということもあり、身近に感じるとともに、競歩そのものについても理解を深め、興味を抱いたことと思います。

ご質問の小・中学校ではどのような対応がなされているのかということですが、小学校におきましては、特に陸上のクラブがございません。また、中学校では、陸上部はありますが、中体連の種目に競歩はなく、実際に競歩をしている生徒は現在おりません。中学校の陸上部の顧問の先生にお話をお聞きしましたところ、現在のところ、具体的に小・中学生において競歩を希望している児童・生徒は見られず、学校としても特別な対応はしておらないということでございます。

日本の競歩の競技人口は、推定で2,000人とされています。陸上競技の人口が215万人とされており、陸上競技者の1,000人に1人の割合しか競技者がいないということになります。

競技人口がふえるには、いろいろなきっかけがあるものと考えております。例えば、野球でいいますと、プロ野球や高校野球の存在や選手の活躍、また、サッカーでは、1993年のJリーグ開幕時においてサッカー人口が爆発的にふえたということでもあります。

競歩も、5年前にインターハイに加わって以来、ジュニア層であります高校生を中心とした競技人口がふえたということをお聞きしております。そして、このたびのリオの五輪での荒井選手の活躍によりまして、国内においてもさらに競技人口もふえるのではないかとこのように考えております。また、広くは、子供から青少年には、競技としての競歩だけに限らず、広く何事にも夢を持ち、目標に向かって諦めない気持ちの大切さを教えてくれたものというふうに思うわけであります。荒井選手が学校訪問をされたときにも、子供たちに夢を持つことの大切さを訴えていただいております。町では、こんな点を大切にしていってほしいというふうに思っております。

2番目の町内に公式競技場をつくってはどうかというご質問でございますが、公認コースにつきましては、公認陸上競技場及び長距離競争路並びに競歩規程、規則及び長距離競争路並びに競歩路公認に関する細則というものがございまして、そこに細かく示されております。特に、コース設置につきましては以下の条件が記されております。スタートとフィニッシュの地点の2点間の標高差が1,000分の1以内とする、すなわち1キロ当たり1メートルを超

えてはならないということでもあります。基本的には、平坦で勾配のない立地が必須条件となりまして、加えて、競技運営が確保できる十分な幅員があること、交通量などの交通状況が競技会開催に支障がないこと、勾配の変化、急なカーブなどが余り多くないことなどの要件があります。

また、公認の競技場は、公認の有効期間が5年間だということなのですが、公認競技会の開催が必要となってまいります。したがって、単発の大会だけでなく、今後継続して大会が開催できるよう、大会誘致や大会運営の組織づくりなど、長期的な計画のもと整備を行う必要があるものというふうに考えます。

公式競技場の設置については、こうした総合的な方針や機運が不可欠となってまいります。また、公認競技会の誘致や折衝といったものも必要になってまいります。こうした条件を踏まえ、今後、町のスポーツ振興の取り組みの中で、町民の皆さんや体育協会など、関係団体の皆さんと議論を深めてまいりたいというふうに思います。

ただ、正式な競技場とはなりませんけれども、千曲川の堤防上のコースは、高低差や直線がかつ交通量が少ないなど、環境が整っているため、競歩の教室や練習などには適したものと思われまので、町でも競歩競技の普及や振興の支援を考えてまいりたいというふうに思います。その取り組みの中で、誰でも参加できるような記念の競歩大会の企画などについても、ご意見をお聞きして取り組んでまいりたいというふうに思うわけでありま。

3番目の競技場のオープン記念として、荒井選手を招いて銅メダル記念競歩大会の開催はどうかというご質問であります。昨年、銅メダル獲得後、荒井選手も次の目標に向かい日々練習に励んでおるとお聞きをしております。4月16日開催の日本選手権大会は、ことし8月にロンドンで開催される世界陸上競技選手権大会の選考会も兼ねています。また、3年後の2020年には東京オリンピックも予定され、リオオリンピック以上のメダルをと、現状に納得することなく、まだまだ上を目標に日々競技に取り組んでおられるということでありま。

町では、現時点では、荒井選手の記念大会開催というものにこだわることでなく、今後も引き続き、それぞれの大会における選手の活躍を応援し、世界での活躍につながるようご期待を申し上げてまいりたいというふうに思います。現役アスリートとして日々厳しい練習を積んでいるものと思っておりますが、大きな大会の合間には、ぜひ小布施のイベントやウォーキング等の行事に、ふるさとの小布施に足を運んでもらえるよう、そうした働きかけを今後もしてまいりたいというふうに思います。

4番目の指導者育成のご質問でありますけれども、内田監督なんですが、何回か小布施に見えていただいた際には、こちらのほうに強化合宿などでお見えになったときは、小布施町で強化選手とともに競歩指導や教室など来ていただけると、来たいというふうに言っていたいております。ある程度競歩に興味があり、希望される方がいれば、募集をしまして実現をしてみたいというふうに思います。荒井選手も、内田監督との出会いが競技生活で大きな転換であったと聞いております。小布施町の若者にも、こうした機会をできるだけ多く体験できるよう努めてみたいというふうに考えます。

また、一方で、文部科学省が実施しました平成26年度の体力運動能力調査におきまして、スポーツを振興させるために国や地方公共団体に望むことは何かという質問がありまして、約35%の方々がスポーツ指導者の育成を挙げておられます。これまでの選手へのスポーツの技能向上の直接的な指導から、スポーツ指導者の皆さんへの総合的なレベルアップにつながる育成、スポーツマンシップとか、フェアプレイに代表されるマナー、エチケットなどの道徳的規範を含めた育成、指導が大切であると考えております。

内田監督も、以前に、競技者である前に、人として人間性を磨くことが何よりも大切であるという話をさせていただいております。このことは、競歩競技に限らず、広くスポーツ全般に言えることであるというふうに理解をしております。議員ご提案の指導者の育成を進める上でも、町内のスポーツ指導者を対象に、内田監督の長年の経験から、競技者の育成、指導者の役割等について指導者講習会等を計画をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） ただいまご答弁をいただきまして、特に4つ目の指導者の育成については、大変丁寧にご説明をいただきました。

やはり指導者があって選手も育ってくるものと思いますけれども、とにかく先ほどお話がありましたように、競歩については大変マイナーなスポーツというようなことで、荒井選手もまだ現役の段階で、大会に臨んだり練習に励んでいるというような中で、先走って記念大会とか、そういったこともというようなところもあるわけですが、今回のリオにおいて輝かしい成績をおさめた、銅メダルというようなことで、できればこのチャンスと申しますか、こういう機会にぜひこの小布施町でといいますか、小布施町を発信したいなというようなところもありましてご提案をさせていただいたところですが、

先ほど説明の中で、1番目の中で、小・中学校ではまだやろうという選手がいないという

ようなところもあります。私の近所においては、高校生ですが、競歩に一生懸命取り組んでいる生徒もおられますので、町内では何人かいるのかなと、そんなようなところもありまして、ちょっと小・中学校での対応はどんなぐあいかなというようにことで質問させていただきましたが、小中での今後について、育ってくる可能性というものを考えまして、やはり先ほどの指導者、内田監督を招いて、競歩の体験指導会というようなものも開催していくというように考えてもいいのではないかと思いますので、その辺、どんなふうなお考えをお持ちか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、公式競技場ということについてですけれども、先ほど説明ありましたように、コースについては規格といいますか、基準がありまして、スタートとゴールの地点の高低差が1キロあたり1,000分の1というようにことで、1メートルの高低差があってはいけないということがあるようですが、それから、コースの距離ですけれども、大会のその規格の中に、日本の陸上競技連盟主催及び共催の競技会においては、1周最短2キロというような、最長2.5キロ、陸上競技連盟が主催しない競技会においては、1周最短1キロ、最長2.5キロということで、公式のということになると2キロが必要なわけですが、要するに、半分の1キロ、これが必要なのかなというふうに思います。

これをとれるところがどこかということになりますと、やはり町内ではなかなか難しいなというところがあります。先ほどもお話しいただきましたように、千曲川の土手、これがやっぱりコースとしてはいいのかなと思います。ただ、基準の中にコースの注意点といいますか、幅員を十分にとらなければいけないというところがあるんです。メートルというものが記載をされておられませんけれども、競技をするに十分な幅が必要だということところがあって、この辺のところの確認がやはり必要かなと思うんですが、できれば大会を開ける公式のコースというものがやはり今後必要かなと思いますので、この点、公式の競技場をつくっていく、整備をしていくんだという今後の考えがあるかどうか、どんなふうなお考えがあるか、ちょっとお聞きをしたいなと思います。

それから、今回、荒井選手が銅メダルをとったというようにことで、この荒井選手を産み育てた町というような、そういう小布施町というものを全国に方に改めて知っていただきたいなということも含めて、この記念大会を開催する中で小布施町の魅力を訴えていきたいとか、発信したいというもの、そういった点についてを生かしていくということについて、どんなお考えがあるか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

以上です。

○副議長（関 悦子君） 池田教育次長。

○教育次長（池田清人君） 非常にスポーツ振興を進めていく上で、大変ありがたいご提言だと思っております。そんな面で、若干答弁のほうが消極的なふうにとられたものと思うわけでありまして、小布施町におきましては、小・中学生、高校生も含めて、若者の皆さん、これが社会、経済、文化、あらゆる面で、町の活力を生み出す中核的な役割を担っているふうに思います。

教育委員会でも、若者を大切にしたい、若者からの視点の文化活動、あるいはスポーツ、そういうものに力を入れて取り組んでいきたいと、その中で、地域の活性化や、あるいは個人個人の皆さんの活力にもつながるものじゃないかというふうに思うわけでありまして、また、3年後に東京オリンピックということで、ますますこういったものは高まっていくのではないかなというふうに思うわけでありまして。

今年度の予算にも、スラックラインのワールドカップの大会を計上させていただいておりますけれども、そういった町のスポーツ振興につきましては、十分今後、この競歩の面につきましても検討を重ねて、この荒井選手のリオにおけるチャンスをぜひ小布施町で生かせるということをございますので、取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

また、公式競技場につきましても、現時点で千曲川の堤防が、練習をしたり、体験をするのには非常に適しているのではないかなと、そういうところでもう少し機運を盛り上げ、荒井選手の活躍も、まだ東京のオリンピックまで応援をしながら、町民の皆さんも機運を高めていく場所として推奨し、その中で教室等も開催し、皆さん方からご意見も聞いたりして進めてまいりたいなというふうに思います。

それから、荒井選手を育てていただいた、この町を内外にアピールしていくための記念大会、要するに、ネーミングを内外に発信していく一つの大会につけて振興をとということだと思います。これにつきましても、まだまだ上を目指している荒井選手でありますので、競技場、それから、大会の開催等々を含めまして、町民の皆さんと調整をさせていただいて、機運を盛り上げて、前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○副議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） コースについてですけれども、練習に適した場所ということで、千曲川の土手というようなことの回答をいただいたのですが、あそこがいいよということではありますけれども、コースとしてスタート地点、あるいは折り返し地点みたいなものの目安の、

そういったものの表示みたいなものもやっぱり設置して、気持ちのある子供さん、あるいは大人の方でも、もし練習したいとなれば、ここをスタートして、このあたりで曲がってやれば、1キロだとか、2キロだとか、そういったようなコース設定をちょっとしていただければと思うんですが、その辺のところについて。

それから、公式競技でなければ最低1キロの距離というようなことなんですが、この1キロということになると、多少とれないこともないなというようなところもあります。総合公園の南側のところですが、マテックとか、それから小林土建ですかね、そのようなところがありまして、その先に、もちろん飯田の共有地だと思うんですが、そちらのほうの敷地の関係を、東西かけて約500メートルぐらいあるかなというような感じですが、そこの辺のところも考えて、検討していただくことはどうなのかというようなところについても、ちょっとお願いしたいと思いますが。

○副議長（関 悦子君） 池田教育次長。

○教育次長（池田清人君） お答え申し上げますが、コースとしてももう少し表示をとということでもあります。2キロという距離もはっきりわかるように、誰でもその場へ行けば取り組めるような形でしっかり表示を考えてまいりたいというふうに思います。

それとともに、本当に今のところ堤防上ということですが、町内の中でさらに適した場所がないかということも含めて、総合公園周辺等も含めまして、もう少し調査といたしますか、掘り下げて町内のコースを検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） それでは、次に入ります。

1月の大雪による農業被害を受けた農家への支援ということですが、去る1月14日から17日にかけて降った大雪によりまして、3年前に引き続き、町内の農業施設及び樹園地に大変な被害が生じました。

そこで、1つ目として、野菜等のハウスの復旧はどうなっているのか、また、国・県の補助はどうなっているのか。

2つ目として、今回は樹体被害が目立つが、どんな支援を町は考えているのか。

3つ目として、剪定のおくれが今後心配ではありますが、農道の除雪が十分でなかったのではないか。

以上の3点について、お願いします。

○副議長（関 悦子君） 竹内産業振興課長。

〔産業振興課長 竹内節夫君登壇〕

○産業振興課長（竹内節夫君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1月14日から17日にかけての降雪によります町の被害でございますけれども、生産施設でありますパイプハウス、それから、ブドウ棚の倒壊に加えまして、今回の特徴として樹体被害が生じております。

被害の概要でございますが、まず、パイプハウスですが、野菜ハウスが4件、12棟、被害面積が4,020平米、育苗ハウスが2件、5棟、773平米、それから、果樹のハウスですが、2件、5棟、1,300平米、このほかに、資材置き場として利用されていたハウス、これが3件ほど確認をしております。この資材置き場を除きます生産に利用されていたハウスとしましては、8件、22棟の6,093平米を確認しております。それから、ブドウ棚ですけども、こちらは25件、38圃場、被害面積が約307アールということでございます。

それで、これらの倒壊しました施設の耐用年数がまだ未経過であると、残存年数があるということで、その被害額の算定対象となりますハウスですが、これは14棟、3,728平米、被害額が568万1,000円を算出しております。それから、ブドウ棚ですが、こちらは全ての施設が耐用年数を経過しておることから、被害額算定の対象とはしておりません。

樹体被害であります。こちらは、ブドウ、それからリンゴ、桃を確認しまして、町内全域で116万1,000円を算定しております。施設被害と合わせて684万2,000円の被害額を出しております。

それで、1点目の復旧に対する支援ということでございますが、平成26年2月の豪雪では、関東甲信越、東北の広い範囲に被害が及んだということもありまして、国と県、市町村で、施設復旧に対しまして9割までを支援するという特別な復旧支援補助が行われました。しかし、今回は、通常降雪が想定される地域での降雪であったこと、また、長野県内でも、この北信地域という限られた範囲での降雪といたしますか、被害であったということから、現段階で国、それから、県の補助事業といったものは予定されてございません。

それで、今回の件に対しましては、パイプハウスをお持ちの農家の皆さんが、平成26年豪雪の経験を生かしまして、事前にビニールを外したり、あるいは雪下ろしを行っていただく、それから、ブドウ棚におきましても、深夜、早朝に積もった棚の雪を落とす作業を行っていただくなど、大変な作業を伴う対策を講じていただいた、そうした努力もいただきまして、幸いにも町全域での被害ということには至っていないというふうにも思っております。

そうした背景もありまして、今回の被害に対します陳情要望につきましては、J Aながのからは、災害対策融資に対します利子補給、それから、ブドウ棚仮復旧の資材購入に対する助成の陳情をいただいております。また、須高地区におきます農業委員会協議会からも、ブドウ棚の仮復旧に必要となりました資材の購入費用の支援、それから、営農資金の利子補給に加えて、農業共済金の早期支払い要望等々をいただいております。

町としましては、これらの陳情は実施してまいりたいと考えておりまして、ブドウ棚の仮復旧に係る角材購入助成、あるいは農道も含めました除雪、排雪事業に必要な予算につきまして、さきの2月会議においても補正をお認めいただいたところでございます。

それから、利子補給につきましても、今後、J Aによります災害復旧営農資金、この貸し付けが生じた場合には、改めてまた補正予算といったものを提案させていただきたいとも考えております。

今回は、先ほど申し上げました自助努力によりまして、ある程度の被害を防ぐことができたこと、そうした努力をいただきました農家の皆さんのお声や気持ちを考慮するとともに、国・県によります復旧補助事業が行われない中で、近隣市町村でも、陳情のあった内容に基づく支援を行うとされることなどを総合的に鑑みまして、町としての施設の被害に遭われた皆さんに対する支援策としたいと考えております。

それから、樹体被害に対する支援でございますが、ブドウにつきましては、主幹の枝が裂けてしまう被害が一部の園地で見られました。棚の仮復旧を行いまして、裂けた幹や枝、これをボルトで固定したり、癒合剤、これを塗るなどの措置を行うことで木が枯れることはないということを改良普及センター、あるいはJ Aと確認をしております。

それから、リンゴ、桃につきましても、一部の園地で、特に老木などで枝が折れている状況が見受けられました。そのほとんどは、主幹から分岐した主幹や側枝でありまして、木の本体である主幹や主幹まで被害が及んだものといったものは、ごくわずかと認識しております。

また、こうした被害木への対応としては、これはブドウ同様、薬剤塗布が必要となりますが、農家の皆さんがその実施に当たっては、さほど支援を必要とするほどの経済負担にはならないということをJ Aとも確認しております。そうしたことから、今回、樹体被害に遭われた皆さんにはお見舞い申し上げる次第ですけれども、樹体被害の支援についての実施といったものは予定はございません。

それから、3番目の剪定のおくれが心配だが、農道の除雪が十分ではなかったのではない

かということでありますけれども、基本的に除雪につきましては、優先度の高い広域的な幹線道路、生活に密着した幹線道路を実施しておりまして、除雪路線以外の農道の除雪は実施しておりませんでした。しかしながら、今回の災害とも言える大雪によりまして、町の基幹産業である農業に支障が生じてしまうことが懸念されることから、除雪路線以外の主要な農道の除雪を行ったものでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○副議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） ただいま答弁をいただきましたが、今回の大雪ですけれども、前回よりは大変な豪雪だったわけですけれども、お話がありましたように、平成26年の雪害のときの経験がそれぞれ生きていたのか、被害としては前回よりは少なかったなというところがあります。

ハウス関係でも、十分にもう使ったなど、もとをとったなどというようなハウスが今回潰れたところもありましたし、しかし、野菜の関係では、前回復旧した新しいハウスが今回も被害に遭ったというようなこともあります。本人の対応が十分でなかったというようなところもあるのかと思いますので、なかなか今回、実は被害がありましたというような強い意見は出せなかったというようなところがあるのですが。

今回、国と県のほうでは、大した被害ではないというようなことで補助事業はないというようなことですが、町として、いろんな面で、また仮復旧資材の補助、あるいは施設ものに関しましても、農協からの借り入れに対しての利子補給というようなことで対応しているわけですが、これについては、本当にまた今後十分にやっていただくようお願いしたいと思います。

それから、樹体被害が今回非常に多かったわけですが、これは確かに、例えば、苗木を植えるにしたって、それほどの経費がかかるわけではないといえませんが、これについては、育成費用が結局はかかってきますので、収穫がとれない期間というのが何年かあります。そういったようなことで、せめて苗木の補助とか、そういった形をとっていただいたほうが、気持ちといいますか、その辺のところの対応をしていただいたほうがいいのかと思います。春先の春植えの苗木に対してというようなことは、ちょっと時期的に遅くなってしまうので、この秋の捕植の関係について、被害のあった皆さん方の聞き取りをしまして、取りまとめをしていただいて補助をしていただくというようなことの検討をしていただいて、補助に向けて考えていただきたい、その辺のことについてまたご回答をいただ

きたいと。

それから、除雪の関係ですけれども、農道の除雪についてですが、この除雪については、優先するのは、広域的に非常に幹線道路のほうに除雪が回っていて、とても農道のほうには回らない、確かにそのとおりで、生活道路が優先ということはわかります。

しかしながら、小布施町も基幹産業は農業というようなことで、そのうちに溶けてくれるのかと思っていましたけれども、なかなか溶けないというような現状がありまして、特に、矢島沖とか、それから押羽の関係ですか、そちらのほうの関係、あるいは千曲川河川敷といったような中で、全く入って行けなかったというようなことで、剪定がもう本当に遅れてしまっているというようなのが現状でございます。今回、農道へ除雪に入ったのはいつだったのか、それから、今後のことについて、農道の除雪についてどのような考えでやっていくのか、その辺のところをお聞きしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○副議長（関 悦子君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） まず、1点目の現在考えております支援、利子補給、それから、角材支援といったものにつきまして、十分な対応をとということでございますので、これは真摯に受けとめさせていただきまして、対応を図ってまいりたいと思っております。

それから、2点目の苗木補助ということですが、ブドウを中心に100万円余の被害額といったものが出てございます。ただ、ブドウにつきましては、先ほども申し上げさせていただいたとおり、ビスどめ、あるいは癒合剤の塗布、こういったもので対応を図れるだろうと、大きな損害にはならないだろうと、それから、ブドウ、桃につきましても、薬剤塗布によりまして、木そのものの枯死といったものにはつながらないだろうということを確認しております。

そういった中で、農家の皆さんが新しい苗木を植えかえするに当たっての助成をということかと思っておりますけれども、例えば、農家によっては、1本の主幹が折れているだけであるとか、今回の被害におきましてはそういう事例が大半でございまして、先ほども申しましたように、見た目は確かに、側枝ですとか、第2主枝、そういったものが折れているというものはございますけれども、これらについてどれほどの収量減になるかといったものは、それほどではないだろうということを確認してございます。

そういった中で、どこまで苗木補助を行うかということにつきましては、非常に農家の意向といったものも聞く中で、果たして本当にそれが雪害に対する苗木の植えかえなのか、あるいは今持っている農地に植えてある木の改植なのかということの区別といったものもやは

りきちんとしませんが、なかなか雪害対策に対する支援といったものを住民の皆さんにご理解いただくことは非常に難しいんじゃないかなというふうにも思っております。そういった部分で、例えば、苗木の新植について、これから植えかえについては、また違う形での農業支援という中で行うことができないかということについては、今後また検討をさせていただきたいというふうにも思っております。

それから、3番目の農道の除雪といったことですが、いつから農道のほうに入ったかというのは、すみません、今ちょっとここでは、その日にちといったものは把握してございませんが、今後も、農道について、農作業のおくれにならないような、つながらないような除雪体制をとということでございます。基本的には、先ほどご答弁させていただいたとおりの除雪体系かと思いますが、そういった中で、昨日来、各議員からのこの除雪問題にご答弁させていただいていますとおり、雪の量、あるいは予測される被害といったものに応じて、町としても今後どのような除雪体系をとっていくかと、災害対策本部といったものを設置することとも考えておりますので、その中で個々の対応を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（関 悦子君） 以上で川上健一議員の質問を終結いたします。

---

◇ 福 島 浩 洋 君

○副議長（関 悦子君） 続いて、2番、福島浩洋議員。

〔2番 福島浩洋君登壇〕

○2番（福島浩洋君） それでは、通告にしがいまして、1件5項目の質問をいたします。

1番、議会からの平成28年度予算要望に対しての進捗状況はについて。

昨年平成28年は、比較的天候も順調でしたが、29年は年明け早々から豪雪に見舞われ、除雪作業や農業施設の倒壊等、大変な事態になっておりますが、やはり町長が日ごろ常々言っておられる災害に強く、また、安全・安心なまちづくりが必須、少ない予算からも捻出されたそれぞれの担当者は、大変な労苦とお察しいたします。

昨年2月18日に、町長より回答がありました小布施議会第369号、平成28年度予算要望に関する議会からの11項目の中で、安全・安心に関する1番、2番、6番、7番、9番の項目

について進捗状況をお尋ねいたします。

まず、1番の項目、老朽化した施設の改善について、各課の要望をまとめ、優先順位をつけて28年度中に云々、また、これに漏れた物件についても次年度計画に云々とあるが、具体的な進捗状況をお聞かせください。

(2) 2番の項目、交通安全対策で中松地区コミュニティ道路車両進入対策は解決しましたですか。また、駅前線と国道403号の丁字交差点において、昨年11月27日に、私の目前で軽自動車2台が激突した事故がありましたが、地主の許可でカーブミラー設置とのことでしたが、進捗状況はいかがですか。さらに、事故時の渋滞のことを考えると、信号機設置の推進の考えは、また、駅前歩道の整備状況の進捗は、また、通学路交通安全プログラムの更新状況はどうかをお聞かせください。

(3) 6番の行楽期の町内交通渋滞解消について、臨時駐車場確保とシャトルバスの運行状況はどうでしたか。また、昨年28年度に行楽時期や、それぞれのお祭り時のお客様の反応とご意見はどうだったでしょうか。

4番、7番の雨水排水対策事業における費用として、町単独事業として進めていくとした決意の中で、28年度の進捗と今後の効果的な対策予定とは何かをお聞かせください。

(5) 番、9番の医療費抑制の対策として、自分の健康は自分でつくり守るための6項目の施策目標を掲げておりますが、平成28年度の達成度はどこまでか。また、29年、30年と、これから人口減少の中でどのように進めていかれるのか、お聞かせください。

○副議長（関 悦子君） 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長（田中助一君） それでは順に、1番目から4番目まで私のほうでお答えをさせていただきます。

最初に、修繕に関してのご質問であります。平成29年度、予算編成に当たりまして、28年度当初予算で漏れていた箇所、新たに修繕が必要になった箇所について、各課から改めて修繕箇所を調査、提出いただきました。今回は、優先順位の決定につきましては、各課の課長全員が協議した中での原案決定となっております。

また、この協議の中で、おおむね1,000万円を超える修繕、更新については、決算時の収支差額で財源を生み出すか、あるいは基金を積み立てることによって、財源を確保することによって対処する、また、1,000万円未満の修繕等につきましては、当初予算に組み込んでいくなどの大まかな方針を決めてまいりました。

また、その際、検討しなければならないことといたしまして、施設の用途変更などを含む積極的な修繕、あるいは用途廃止などの場合、例えば、用途変更工事を行うことで修繕を行わない場合があるなどの意見が出されまして、行財政改革ですとか、あるいは長期計画を踏まえた議論が必要であるということを確認いたしております。

結果といたしまして、平成29年度の最優先となるものについては選定し、予算化をいたしております。30年度以降の順位につきましては実施をまだいたしておりませんで、早急に今ある修繕についての順位づけをしてまいりたいというふうに思っております。

今後、長期的な修繕、あるいは大規模な修繕、施設の用途変更、廃止といったものにつきましては、今後の施設のあり方を話し合い、行財政改革を含めまして検討をしてまいりたいというふうに考えております。

2番目の交通安全対策に関する中松地区コミュニティ道路車両進入対策、あるいは駅前線と国道403号の丁字交差点、駅前歩道の整備状況、町通学路交通安全プログラムの更新状況でございますが、まず、中松地区コミュニティ道路車両進入対策につきましては、回答書にも記載してありますとおり、昨年、中松中央交差点、これはサークルKの東側になりますが、その右折レーンの消去を県において実施しております。これによりまして、一般車両の進入は減ったものと思っております。

駅前線と国道403号、丁字交差点のカーブミラーにつきましては、昨年1月に地権者の同意をいただいております。設置の箇所につきましては、以前設置されていた箇所ではありませんで、正面北側にあります電柱に昨年2月に設置をしております。設置箇所が正面でないことから、当面の間、北斎亭の角に設置されているカーブミラーと併用で安全対策に努めてきたところではあります。設置後、昨年11月にも交差点事故が発生していることなどを踏まえまして、運転者にわかりやすい丁字路、正面付近への設置について再度、地権者の方へお願いをしてまいりたいというふうに思っております。信号機設置の推進の考えはというご質問であります。まずはカーブミラーの移設を進めてまいりたいというふうに思っております。

駅前歩道の整備につきましては、道路管理者であります須坂建設事務所は、昨年2月時点で、平成28年度に北側、平成29年度に南側を実施し、駅前歩道の歩道整備を終了させるという予定にしておりましたが、本年度の予算が満額つかなかったことから、北側の半分ほどの実施となっております。町では、早期完成のため、平成29年度事業で、北側歩道残りの部分と南側歩道全線の整備を須坂建設事務所へお願いをしているところであり、それに対応した

予算500万円を平成29年度に計上しているところであります。

町交通安全プログラムの更新状況につきましては、平成27年10月に、小布施町通学路安全協議会で現地調査を行いまして、対策が必要とされた箇所についてそれぞれ対応をいたしました。通学路交通安全プログラムでは、実施をしたら終わりということではなく、改善された箇所の効果を評価、検証をし、それらを踏まえ、新たな危険箇所の追加や対策内容の改善などを行うこととしております。協議会をこの3月17日に開催し、平成28年度に実施した事業箇所の検証を行うとともに、危険箇所の追加、対策の更新を行うこととしております。

3番目の臨時駐車場の確保についてであります。既にある中学校東側臨時駐車場を拡幅する形で、新たに1,500平方メートルほどの用地確保を行うことができました。既存の臨時駐車場面積が約1,700平方メートルであり、合わせて3,200平方メートル、80台近い車両の駐車が可能になったものであります。整備完了が9月末となったことから、10月以降の行楽期において、混雑が予想される期間に臨時駐車場として使用しております。

なお、平成28年度秋の六斎市や、10月の連休時にご利用いただきまして、特段の苦情といったものは寄せられておりません。また、当初、町周辺部に設置を検討したことから、町内の移動手段としてシャトルバス運行を見込みましたが、町の中心にある既存の駐車場に隣接させることができたもので、シャトルの運行は行ってはおりません。

4番目の雨水排水対策、平成28年度の進捗状況と今後の効果的な対策の予定でございますが、まず、平成28年度の進捗状況であります。平成27年度から繰り越し事業として実施しました伊勢町地区の雨水調整池、また、下流の主要水路であります北部水路、矢島水路、中条水路につきましても、9月会議でご承認をいただきました補正予算分も含め、予定どおり竣工をしております。自治会からご要望をいただき、当初予算、それから、9月会議でご承認をいただきました補正予算分も含めた水路改良事業につきましては、1月の大雪による排雪作業を優先したことによりまして、現場で作業員の確保が難しく、若干のおくれが生じておりますが、年度内竣工に向けて事業を進めております。

今後の効果的な対策についての予定であります。これから予算についてご審議をいただくわけではあります。平成29年度では上流部、松村自治会と松の実自治会の境界部に雨水浸透ますの設置、わかば保育園南側の水路の改修、平成28年度に引き続き、下流の主要水路であります北部水路、矢島水路、中条水路などの整備の予算を計上させていただいております。平成30年度以降につきましても、下流の主要水路の整備を引き続き進めるとともに、上流部への雨水浸透ますの設置を行っていく予定であります。また、各自治会、コミュニティ

一など、地元からご要望をいただいている水路改良事業につきましても、引き続き現地を確認し、緊急度の高い箇所から整備を進めていく予定としております。

以上であります。

○副議長（関 悦子君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 傍聴のお客様は、長時間にわたってありがとうございます。御礼申し上げます。

平成28年度議会からの予算要望についての進捗状況の5つ目、医療費抑制の対策について、私から答弁を申し上げます。

医療費抑制、すなわち町民の皆さんの健康づくりはどうなっているかというご質問であろうということでもありますが、自分の健康は、みずからつくり守るということを基本に、特定健診結果から特定健診保健指導対象の方、ハイリスクの方に保健指導を実施しております。

平成29年1月現在、保健師、管理栄養士による保健指導、訪問は72件、来所をしていただいて面談、相談していただいている方、あるいは電話などで219件実施させていただいております。特定健診や人間ドックにより対象者数が確定するのは、年度末になりますので、まだ結果は確定できません。参考までに申し上げますと、平成27年度については、特定保健指導実施率72%、保健指導のための訪問は115件、面談、電話など297件実施をしております。

特定健診と同じ検査項目の血液検査をかかりつけ医で行っている場合、結果の提供を町内医療機関の先生方へお願いしております特定健診結果の代行申請、これは1月末現在59件の情報の提供をいただいております。提出期限は3月31日になっておりますので、今年度の結果集計はまだできませんけれども、平成29年度も引き続きご協力いただけるよう町民の皆さんへお願いを申し上げていくつもりであります。

議員ご案内のように、健康づくりにおいて一番効果が上がることは、地区ごとの健康づくり運動であります。大変大切だと思います。その意味で、地区の保健福祉委員会のご活躍、働きというものが大きな力であると考えております。

保健福祉委員会の委員の地区学習会は、各自治会、一部はコミュニティー単位でありますけれども、ウォーキング、あるいは介護予防、健康体操、認知症、ヘルシーな食事等、さまざまなテーマで開催をしていただきました。各教室に保健師や管理栄養士も参加をして、ウォーキングや特定健診、健康づくりについて、あわせて啓発をしていただいております。

また、地域での継続的なウォーキング教室の立ち上げまでにはいくことができませんでした。

けれども、ウォーキングがテーマのときは、スポーツクラブおぶせとも連携を図り、2回講師をお願いいたしました。この地区学習会を契機に、定期的に学習会をしていただいている自治会もあります。

新年度、保健福祉委員は新しくなられて、任期2年でスタートをしていただきます。これまでは、2年目に地区学習会を開催をしている、つまり1年目というのは、かなり座学とか、そういうことが多かったわけでありましてけれども、ことからは1年目から地区学習会を積極的に開催をしていただき、健康づくりの大切さやウォーキングの取り組みなどにご理解をいただきながら、スポーツクラブおぶせと連携を深めながら、地域でのウォーキングの推進、健康の増進づくり運動につなげてまいります。

また、遅くなりましたけれども、昨年9月には、各自治会に町内のウォーキングマップを配布させていただいたところであります。出前講座は、ストレッチ教室や健康で長生きするための食事についてなどをテーマに、保健福祉委員会の地区学習会も含め12件の依頼があり、保健師や管理栄養士で対応をしております。平成29年度におきましても、さきの自治会長会議で自治会長にご依頼をしてありますので、積極的に対応してまいります。

保健福祉委員のお仕事、これまで以上に大変になろうかと思っておりますけれども、議員各位、また、自治会の皆さんにも後押しをしていただき、地区の健康増進運動に効果が上がるように目指してまいりたいと思っております。

健康ポイント制の創設や健康器具の設置については、先進地の視察はまだ実施をできておりませんが、県内外で取り組んでおられる先進地の状況について、確認して検討しております。成功事例もあれば、余り効果が上がらないとの結果もございます。また、健康器具については、機種によっては専門に指導する方が常時付き添うことが必要でしょうし、公園などに新設する健康器具は、標準的なものでも1台40万円から60万円程度の設置経費がかかってまいります。すぐに設置は難しい状況でもありますが、健康ポイント制度とあわせて、引き続き平成29年度においても検討をしてまいります。

さて、平成26年度、国民健康保険の医療給付費が一気に上がりまして、27年度も前半はその傾向が続きました。このままでは国保運営に支障を来してしまうということから、その年の町政懇談会において、非常に申しわけのないことでありましたけれども、8年間据え置き状態にありました国保税を昨年から上げさせていただきました。

そういう中でも、健康づくりというものが大変大切であるということ町民の皆さんにもお願いをしたところがございますが、その結果を見ても、推移を見ても、平成

26年度は9億3,089万円でありましたけれども、平成27年度では8億7,084万7,000円と、6,000万円が減少することができました。平成28年度については、これは1月末の実績見込みで、27年度同期、つまり昨年の1月と比較をして約6,000万円強の減少となっております。これらから、年度末にかけてまだ2カ月ほどの実績がどのくらいになるかはわかりませんが、前年を下回る、かなり安定的なことになってきた状態です。これは、いろいろな条件がありますでしょうけれども、1つには、町民の皆さんが健康について十分ご配慮をいただく中で、健康づくりをしてきていただいている結果であるというふうにも考えております。

これからも、少子高齢化が進む中、健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸、医療費の削減に、町民の皆さんとともに取り組ませていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○副議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） （1）番、1番の項目について質問いたします。

ただいまの答弁において、老朽化してくる建物というのは、また耐震性能も落ちてくるんですね、人命とか受傷のことを考えますと、やはり早急に、優先的に急いで修繕計画を立てて、進めていただきたいと思いますが、その辺の配慮はどうでしょうか。

それから、（2）番の交通安全なんですけれども、丁の字交差点のところでも私もちょっと調査してみたのですが、先ほどの課長の答弁のとおり、あそこにあるカーブミラーは、全く気がつかない方が、あそこにあるんですよと言うと、あそこにあるのねということの方が多いです。ですから、再度必須として、あそこの中心地にカーブミラーを設置していただきたいと思います。ぜひこれは実施していただければと思います。

それから、信号機につきましては、403号の整備の一環として、信号機の設置の推進というのはまだ進められるのかどうか、再度お答えをいただきたいと思います。

それから、3番のシャトルバスのことなんですけれども、これは、だんだん人口が減ってきますので、シャトルバスとは言いませんけれども、ぜひ続けていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○副議長（関 悦子君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） それでは、1番目の施設の老朽化の耐震性のご質問でありました。

現在、ごく一部の施設を除いて、小布施町の建物というのは耐震性があるというふうに診

断をされておりますが、議員ご心配なされるように、当然のことながら、老朽化していくと、その強度というのは落ちていくのだらうなというふうに思います。ただ、それに関してその評価をどういうふうにしたらいいのかですとか、そういったものについて、まだちょっとすみません、こちらとしては練っておりませんで、早急にその面については調査をさせていただいて、そういったものをどういうふうの評価、それから、反映させるのかということについて研究をさせていただきたいと思います。

なお、公共施設総合管理計画をつくっております、今後の全体的な修繕については、どうなるかという、どの程度かかるのかという、大まかの概算については、そろそろ結論が出てくる予定であります。そういった中には、建物の建てかえですとか、そういったものも含まれておりまして、そういったものと組み合わせ、今後どういう長期的なものが必要になってくるのか、あわせて検討をさせていただきたいと思います。

○副議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 2点目の再質問にお答えをさせていただきます。

駅前線と403号のぶつかったところの丁字路のカーブミラーの関係につきましては、当初、正面に設置をされていたわけなんです、地権者のほうから移設の要望があり、現在の場所に移設をしたわけですが、先ほど答弁の中にありましたように、設置後も事故が発生しているという状況を踏まえ、再度地権者の方をお願いをし、正面に設置できるように交渉をしていきたいというふうに考えております。

また、信号機の検討につきましては、既に南側に中町南、中町の信号と、また、丁字路に信号を設置するとなりますと、3カ所近接しての設置になってしまい、交通渋滞の原因にもなってしまうかとも思われます。また、丁字路という立地的な面で、右折レーンの設置等をしないと、うまく交通が流れないということ等もありまして、車道の拡幅も伴ってくることもありますので、信号の設置については難しいのではないかとこのように考えておりますので、よろしくお願ひします。

○副議長（関 悦子君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） 3番目のシャトルバスの件でございますが、この駐車場からのシャトルの運行につきましては、当初、先ほどもご答弁申し上げましたが、町の周辺部に駐車場を予定しまして、そこにとめられた方の町内までの移動手段としてシャトルの運行を予定したものでございますが、結果的に、町のある意味半ばに駐車場が確保できましたので、そのシャトルの運行は行わなかったというものでございます。

通常の、お見えになった皆さんを町内巡回にご案内しますシャトルバスのロマン号、これは継続して運行していくものでございます。

以上です。

○副議長（関 悦子君） 以上で福島浩洋議員の質問を終結いたします。

これをもって、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○副議長（関 悦子君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時42分